

目 次

第1章 策定にあたって	1
1 策定の目的	1
2 「福祉の村」とは	2
3 基本構想の位置づけ	4
第2章 岡崎市の福祉・保健・医療の現状	6
1 市の概括	6
2 市の福祉・保健・医療全体の概括	7
(1) 障がいや発達に関する福祉・療育・教育的支援	7
(2) 子ども・子育て家庭への福祉	11
(3) 地域保健・医療	12
(4) 高齢者のための福祉	13
(5) 地域福祉	14
3 「福祉の村」の現状	16
(1) 施設ごとの現状	16
(2) 「福祉の村」全体の現状	22
第3章 福祉の村の課題・市民ニーズ	25
1 アンケート結果の概要	25
(1) 「福祉の村」に関するニーズ	25
(2) 発育・発達への支援に関するニーズ	29
2 ヒアリング結果の概要	30
(1) 障がい者団体からの意見・ニーズ	30
(2) 日中活動系事業所からの意見・ニーズ	31
(3) 保育園・幼稚園・特別支援学校（学級）からの意見・ニーズ	31
(4) 相談支援事業所からの意見・ニーズ	31
(5) 「福祉の村」施設職員からの意見・ニーズ	31
3 「福祉の村」をめぐる課題	32
第4章 「福祉の村」の今後のあり方	34
1 「福祉の村」の基本方向	34
2 全体の配置機能とゾーニング	35
(1) 施設の現状と課題	35
(2) 施設の配置（ゾーニング）	36
3 各施設の今後のあり方	38
(1) 「めばえの家」・「若葉学園」	38
(2) 「そだちの家」・「のぞみの家」・「希望の家」	40
(3) 「友愛の家」・「体育館」	43
(4) 「にじの家」・「みのりの家」	45

4 精神障がい者支援のあり方	46
(1) 相談機能の充実	46
(2) 交流機能の充実	47
(3) 啓発・学習機能の充実	48
5 (仮称) こども発達センターのあり方	49
(1) 「(仮称) こども発達センター」の対象者数の検討	49
(2) 「(仮称) こども発達センター」の3つの基本方針・5つの機能	50
(3) 相談・発見、診断、療育の各ステージの支援体制	51
(4) 医療機関のあり方	54
6 「福祉の村」の相談機能のあり方	57
(1) 岡崎市の相談支援体制の現状と課題	57
(2) 「福祉の村」の相談機能の方向性	57
7 地域福祉の一翼を担うための配慮	60
(1) ハード面の配慮	60
(2) ソフト面の配慮	61
8 財政見込み	62
9 今後のスケジュール案	64
参考資料	65
1 策定委員会名簿・設置要綱・審議経過	65
2 岡崎市内の障がい児・者入所・通所サービス等位置図	68
3 先進地等調査	70

〔略称について〕

本文中、以下の略称表記を用いています。

正式名称	略 称
岡崎市福祉の村	「福祉の村」
老人センター清楽荘	「清楽荘」
福祉の村体育館	「体育館」
愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園	「第二青い鳥学園」
社会福祉法人岡崎市福祉事業団	「市福祉事業団」

〔「気になる子」について〕

本文中、「気になる子」という表現をたびたび使用しています。これは、障がい者手帳の所持や障がい福祉サービスの利用などの利用はないものの、市が各種事業で、発育・発達上の遅れや不安があると把握している子のことです。

〔「軽度発達障がい」について〕

「軽度」は、障がい程度が軽いという意味ではなく、知的障がい等との重複がないという意味で用いています。

〔データの基準日について〕

本文中のデータは、特段記載がない限り、平成21年12月1日現在のものです。

第1章 策定にあたって

1 策定の目的

「岡崎市福祉の村」（以下「福祉の村」という。）は、昭和49年に岡崎額田地区広域市町村圏域事業の総合福祉センターとして開設して以来、順次機能を充実しながら、本市が「誰もが地域でいきいきと安心して暮らす『ノーマライゼーション』」を推進していくための福祉基盤として、重要な役割を担ってきました。

とりわけ、「福祉の村」内に8つの障がい児・者支援施設を有することから、市内や近隣市町の身体障がい者、知的障がい者、障がい児の福祉的就労、生活訓練、機能訓練、地域療育などの日中活動を多方面から力強く支え、障がい児・者一人ひとりの「生活の質（QOL＝クオリティ・オブ・ライフ）」の向上や、能力・可能性の最大限の伸張・発揮（エンパワメント）に努めてきました。

そのため、総定員200人以上の障がい福祉サービスを提供し、総定員800人規模の生きがい活動・スポーツ活動施設を持つ複合型福祉拠点である「福祉の村」のハード（施設）・ソフト（事業）は岡崎市の誇りであり、財産と言えます。

しかし、創設から30余年が経ち、岡崎市やわが国の福祉環境がめまぐるしく変わる中、現場では、「老人センター清楽荘」（以下「清楽荘」という。）、「若葉学園」を有する建物の老朽化や、「めばえの家」のニーズの増大に伴う狭あい化などの課題も生じており、「福祉の村」は、長期的視野に立ったあり方を展望すべき時を迎えています。

近年、発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行、特別支援教育の推進を図る学校教育法の改正など、法制度が急激に変わっています。また、精神障がい者への支援の抜本的強化など、急を要する政策課題も増加しています。

「福祉の村」は、現に有する施設機能と、長年培われてきた現場の知識・経験・技術を最大限に活かしながら、今日的な福祉課題に長期的に対応していけるよう、ハード・ソフト両面の機能を再編し、抜本的強化を図っていく必要があります。

「岡崎市福祉の村基本構想」は、岡崎市の福祉をめぐるこうした観点に立ち、これからの岡崎市の福祉施策において、「福祉の村」がどういう機能・役割を担っていくべきかを分析・整理した上で、同施設のハード・ソフトの両面におけるあり方について、基本的枠組みを定めるために策定します。

2 「福祉の村」とは

「福祉の村」は、岡崎市の中央部、東公園に隣接するという良好な自然環境のもと、43,947㎡の広大な敷地に、8つの障がい児・者支援施設、老人福祉センター、体育館を有する複合施設です。

平成3年以降、管理・運営を社会福祉法人岡崎市福祉事業団（以下「市福祉事業団」という。）に委託、平成18年度から指定管理者制度に移行していますが、市が公的責任で施設等を整備する必要があるという位置づけは変わっていません。



障がい児・者支援施設は、主に身体障がい者対象の施設として、「友愛の家」、「にじの家」の2施設が、主に知的障がい者対象の施設として、「希望の家」、「そだちの家」、「のぞみの家」の3施設が、知的障がい児・者の宿泊体験施設として「みのりの家」が、知的障がい児・発達障がい児対象の施設として、「若葉学園」、「めばえの家」の2施設があります。

これら以外に、高齢者の相談や健康増進・レクリエーションなどを供与する「清楽荘」、「福祉の村」利用者の健康増進・交流会などの場として「福祉の村体育館」（以下「体育館」という。）があります。

施設の概要は以下のとおりです。

- 設 置 岡崎市
- 所 在 地 岡崎市欠町字清水田7番地1
- 敷地面積 43,947㎡
- 法令・都市計画上の制限等

種 別	規制・制限の内容
用途地域	○第1種住居地域
建ぺい率・容積率	○60%、200% ※第3種風致地区指定されているため、建ぺい率は40%
斜線制限	道路斜線制限 勾配：1.2 隣地斜線制限 立上り：20m、勾配：1.25
日影規制	高さが10mを超えた場合 5m：4時間、10m：2.5時間
第3種風致地区指定に関する制限等	
高さ制限	15m以下
外壁後退	接道部分：2m以上、その他：1m以上
緑地	敷地の30%以上

「福祉の村」の施設概要

№	開設年	名称	定員	建物面積 (㎡)	構造	事業内容	主な対象者
1	昭和 49 年	清楽荘	200 人	1,181	R C 造 2 階 建の 2 階	高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための「老人福祉センター」。日帰り入浴もできる。	一般高齢者
2	昭和 55 年	友愛の家	100 人	455	R C 造 1 階建	身体障害者福祉法上の身体障がい者福祉センター。平成 18 年 10 月から障害者自立支援法上の地域活動支援センターの位置づけを付加。	身体障がい者
3	昭和 55 年	体育館	500 人	715	R C 造 1 階建	福祉の村利用者の健康増進、機能回復訓練、スポーツ指導、交流会、各種行事の場として使用。	各施設通所者、一般住民
4	昭和 55 年	若葉学園	35 人	1,113	R C 造 2 階 建の 1 階	児童福祉法上の知的障がい児通園施設。3 歳児～小学校入学前の子どもの療育訓練を行っている。	知的障がい児・発達障がい児
5	昭和 55 年	希望の家	30 人	555	R C 造 1 階建	知的障害者福祉法上の知的障がい者通所授産施設から、平成 21 年 4 月に障害者自立支援法上の就労移行支援・就労継続支援（B 型）の事業所に移行。	知的障がい者
6	昭和 59 年	めばえの家	30 人	294	R C 造 2 階建	障害者自立支援法上の児童デイサービス事業所。0～2 歳児の障がい児と母親が母子通園し、療育指導を受ける。	知的障がい児・発達障がい児
7	昭和 61 年	そだちの家	60 人	916	R C 造 1 階建	知的障害者福祉法上の知的障がい者通所更生施設から、平成 21 年 4 月に障害者自立支援法上の生活介護事業所に移行。	知的障がい者
8	平成 3 年	のぞみの家	60 人	1,040	R C 造 1 階建	知的障害者福祉法上の知的障がい者通所授産施設から、平成 21 年 4 月に障害者自立支援法上の生活介護・就労継続支援（B 型）の事業所に移行。	知的障がい者
9	平成 9 年	みのりの家	5 人	180	木造 1 階建	在宅の知的障がい児・者の生活自立に向け、2 泊 3 日の短期宿泊、共同生活体験を行う施設。障害者自立支援法上の地域生活支援事業として障がい者自立生活訓練事業を実施。	知的障がい児・者
10	平成 13 年	にじの家	20 人	762	R C 造 1 階建	身体障害者福祉法上の身体障がい者デイサービスセンターから、平成 18 年 10 月に障害者自立支援法上の生活介護事業所に移行。	身体障がい者

3 基本構想の位置づけ

岡崎市では、『人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎』を将来都市像とする第6次岡崎市総合計画（平成21年度から平成32年度）に基づき、まちづくりを進めています。

福祉の村に関連する取り組みとしては、「まちづくり基本政策『健やかに安心して暮らせるまちづくり』」に、発達障がい児や発達障がいの心配のある子への療育等の支援の強化など、以下の政策・施策が位置づけられています。

第6次岡崎市総合計画での関連部分

政策・施策項目	内 容
政策『障がい者福祉の充実』 施策『福祉サービスの充実』	◇ 障がい者基本計画などのもと、障がい者福祉施設の整備、障がい福祉サービス事業を実施する指定事業者の確保に取り組み、障がい者に安定したサービスを提供します。 ◇ 福祉の村は、重度障がい者の増加、入所・入院者の地域移行などに対応できるよう施設機能の再編を図ります。 ◇ 特に、増加傾向にある発達障がい児に対しては、利用定員枠を拡大するほか、相談・医療施設も視野に入れた療育支援体制を整えます。 ◇ 相談支援事業所に対する適切な情報提供や研修実施の支援に取り組み、身近な地域で気軽に悩みや相談ができる体制を整えることで、誰もが必要に応じて在宅福祉サービスを利用できるようにします。
政策『児童福祉の充実』 施策『子育て・子育て支援』	（前段略） ◇ 発達障がいの心配のある子については、岡崎げんき館を起点に障がいの早期発見に努め、その子どもの症状や年齢に応じた保育・療育環境を整え、県立第二青い鳥学園・市民病院などの医療機関や福祉の村との協働で医療・相談・訓練など育児支援を進めます。 （後段略）

また、総合計画で示した政策・施策を実現するための個別計画として、平成20年度に障害者基本法に基づく「第3次岡崎市障がい者基本計画」と障害者自立支援法に基づく障がい者サービスの具体的計画である「第2期岡崎市障がい福祉計画」を策定しています。

特に、「第3次岡崎市障がい者基本計画」では、「3つの重点的な取り組み」の1項目

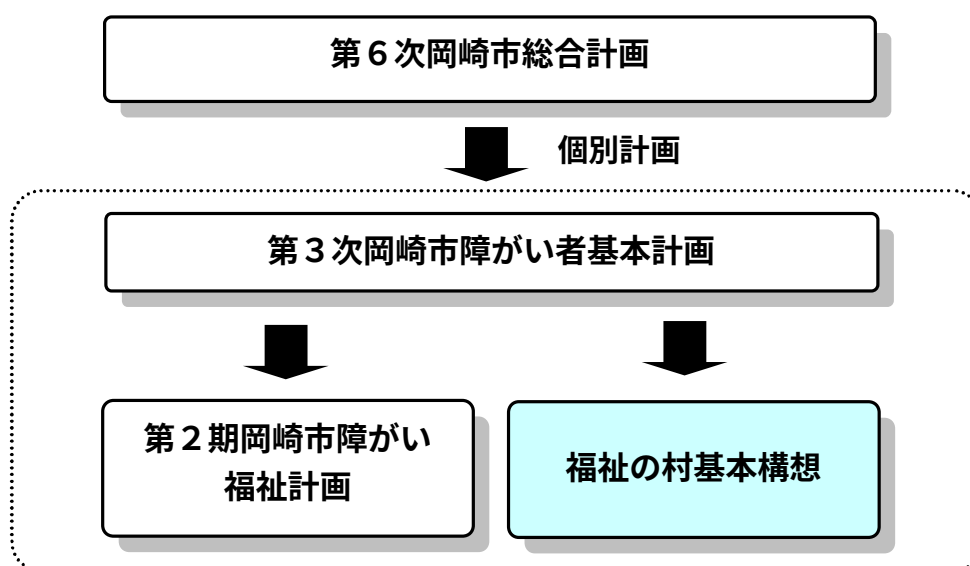
として「岡崎市福祉の村の拠点機能の強化」を位置づけています。

「第3次岡崎市障がい者基本計画」における「3つの重点的な取り組み」

項 目	内 容
1 岡崎市福祉の村の拠点機能の強化	◇ 岡崎市福祉の村は、発達障がい児や医療的ケアの必要な重度障がい者の増加、入所・入院者の地域移行など、今日的な課題に長期的に対応していけるよう、精神障がい者支援機能を含んだ障がい児・者施設として、機能の再編・抜本的強化を図り、若葉学園・めばえの家の利用定員枠の見直し、療育支援体制・訓練機能の強化、精神障がい者支援機能の創設、総合的な相談支援機能の創設、障がい種別に応じたリハビリテーションの場の強化などを進めていきます。 ◇ 特に、近年、増加傾向にある発達障がい児に対しては、相談・医療施設なども視野に入れて見直し療育支援の体制を整えます。再編・抜本的強化にあたっては、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園、岡崎市民病院をはじめ、地域医療資源との療育・医学的リハビリのネットワークの形成をめざします。
2 サービスコーディネート力の底上げ	略
3 災害時要援護者支援体制の強化～	略

「岡崎市福祉の村基本構想」は、これらの上位計画を実現するための一翼を担うアクションプランとして策定していきます。

岡崎市福祉の村基本構想の位置づけ



第2章 岡崎市の福祉・保健・医療の現状

1 市の概括

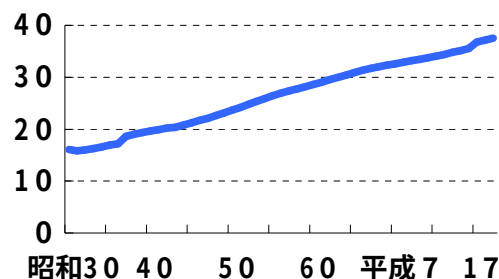
岡崎市は、面積 387km²、人口 376,494 人（外国人登録者含む）を有する愛知県西三河南部地域の中心都市です。平成 18 年 1 月 1 日に額田町と合併し、豊田市、新城市に次いで県内で 3 番目に広い市町村となりました。

人口は、名古屋市、豊田市、豊橋市、一宮市に次いで県内で 5 番目、全国でも 52 番目となっており、「福祉の村」設立当時の昭和 50 年代の 20 万人台から増加の一途をたどっています。

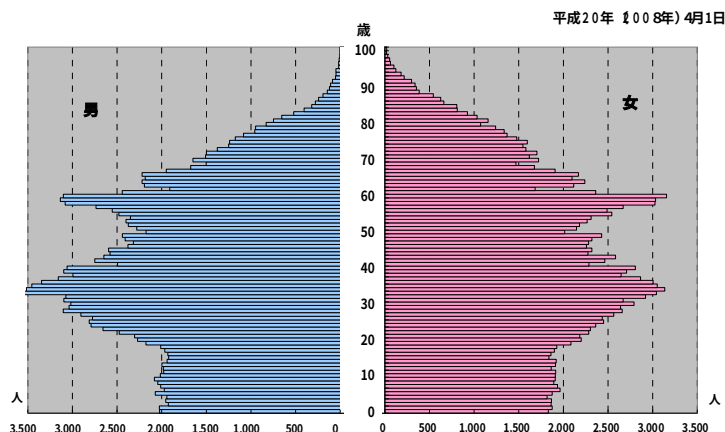
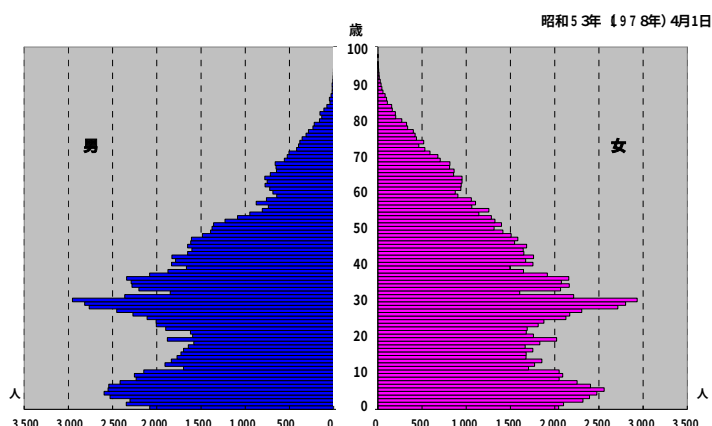
年少人口比率は 15.4%、高齢化率は 17.3%で、全国平均の 13.2%、22.8%（国立社会保障・人口問題研究所）と比較し、少子高齢化傾向は緩やかです。しかし、本市においても着実に少子高齢化は進んでおり、高齢者介護・福祉や児童福祉・子育て支援分野のニーズの増大につながっています。

また、岡崎市は、平成 15 年 4 月 1 日に、全国で 31 番目に「中核市」に移行し、保健所を設置するとともに、愛知県から、「社会福祉法人の設置認可や指導監査」など 2,500 弱の事務事業の移譲を受けています。

万人 人口の推移



人口ピラミッド



2 市の福祉・保健・医療全体の概括

「福祉の村」のあり方を考えるためには、現時点での岡崎市の福祉・保健・医療の全体像をとらえることが不可欠です。特に福祉サービス提供側の状況を中心に、全体像を概括します。

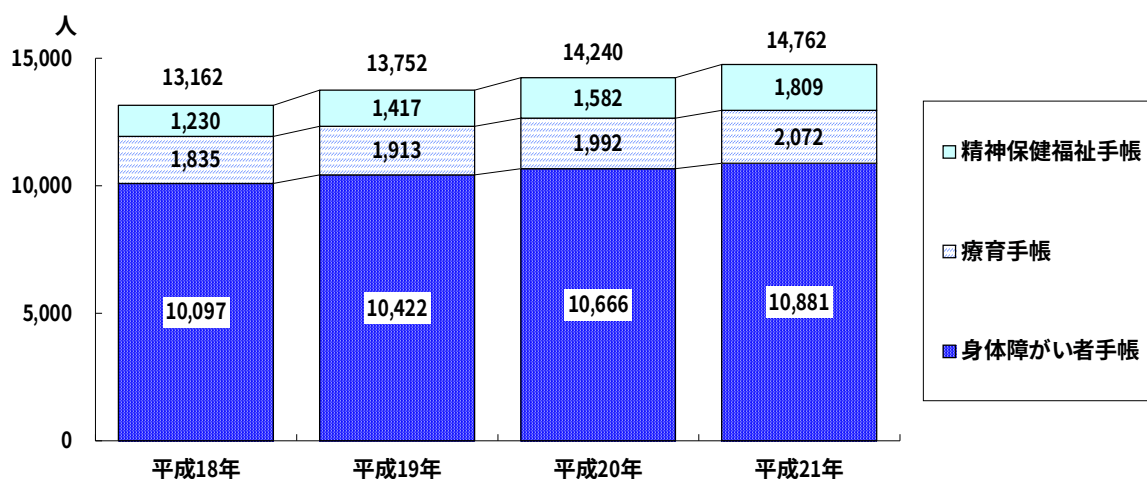
(1) 障がいや発達に関する福祉・療育・教育的支援

① 障がい児・者数は年々増加している

岡崎市には、身体障がい者手帳保持者（身体障がい者）が10,881人、療育手帳保持者（知的障がい者）が2,072人、精神保健福祉手帳保持者（精神障がい者）が1,809人おり、いずれも年々増加を続けています。身体障がい者手帳保持者は65歳以上の高齢者が約6割を占め、対照的に、療育手帳保持者では18歳未満の障がい児が約3割を占めています。重複障がいの方も多く、主なケースをみると、「身体・知的」が419人、「知的・精神」が53人などとなっています。「身体・知的」の419人のうち、手帳の級が身体障がい1・2級または療育手帳Aで、さらに在宅での常時医療的ケアが必要な方は26人（うち18歳未満11人）です。

また、平成21年3月31日現在、難病医療費助成受給者（難病患者）は1,605人（特定疾病1,353人・小児特定疾病252人）、自立支援医療（精神）利用者は2,779人となっています。

障がい者手帳保持者数の推移



※重複者もそれぞれに計上している

近年、広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、発達障がいのある子どもの増加が注目されています。発達障がいは、知的障がいを伴うものと伴わないものがありますが、先天的な脳の機能障がいとされています。

文部科学省が平成14年に全国で行った調査では、発達障がいの児童生徒が通常の学級に6.3%在籍しているとされました。岡崎市にこの数字をあてはめると、小学生が約1,400人、中学生が約680人となります。一方、平成21年5月現在、小中学校の特別支援学級児童・生徒数は、小学生が246人、中学生が131人で、特別支援学校の児童・生徒数は約480人となっています。

② 支援の中心である通所・入所サービスは新法移行が進行中

障がい者への支援の中心である通所・入所サービスは、障害者自立支援法の施行により、旧法サービス・小規模作業所は新法移行が誘導され、岡崎市内でも、多くのサービス・事業所が新法上のサービスを展開している状況です。

通所による成人の日中活動の場は、障害者自立支援法上の生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）などのサービスが単独または複合的に行われている事業所が主流です。市内の定員数は、生活介護が387人、就労移行支援が12人、就労継続支援（B型）が212人となっており、そのうち「福祉の村」は170人と28%を占めています。

また、障がい児の日中活動の場は、障害者自立支援法上の児童デイサービス、日中一時支援、児童福祉法上の障がい児施設があります。

児童デイサービスは、市内では2カ所、定員40人で実施されており、「福祉の村」の「めばえの家」では30人と75%を占めています。その他に、障がい児対象の日中一時支援は、市内では10カ所で実施されていますが、療育訓練・発達支援よりも放課後対策やレスパイトに主眼を置いた事業所が多くなっています。

障がい児施設（知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児（者）施設）における通園事業は、市内では肢体不自由児施設「愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園」（以下「第二青い鳥学園」という。）（通所定員20人）が障害者自立支援法に基づき、知的障がい児通園施設「若葉学園」（通所定員35人）が児童福祉法に基づき事業を実施しています。市民の利用者は「第二青い鳥学園」が7人、「若葉学園」が31人です。

入所・入院については、市内には、「第二青い鳥学園」（定員120人）、社会福祉法人米山寮盲ろうあ児施設「米山寮盲児部」（同17人）、社会福祉法人愛恵協会「通勤寮こいざわ」（同20人）・「援護寮あい」（同20人）があるほか、入院ベッドのある精神科病院は2病院、あわせて286病床となっています。

そのほか、「入所」ではなく、家庭的な雰囲気のもとで共同生活を行うケアホーム・グループホーム（市内10施設、定員49人）があるほか、グループホームに類似した共同

生活住居が自主運営（定員10人）されているケースもあります。

入所・通所以外の支援としては、障害者自立支援法による短期入所（市内8カ所）、ホームヘルプサービス等の訪問系サービス（市内19カ所）、相談支援（市内5カ所）などの生活支援サービスや、障がい年金などの経済的支援等があります。

③ 療育訓練・発達支援の拡充が必要

障がい児や発育・発達上の「気になる子」をできる限り早期に発見し、適切な療育訓練・発達支援を行うことは、保護者の不安軽減や養育力向上の効果ともあいまって、その子の今後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。

岡崎市では、乳幼児健診や保健師等の家庭訪問、各種機関での相談、医療機関受診などにより早期発見・診察を行い、「療育訓練・発達支援のための通園」につなげています。

相談については、保健所を中心に「子ども発達サポート事業」を実施しています。「子ども発達サポート事業」は、保健師、社会福祉士、臨床発達心理士などによる「何でも相談」（電話・面接・訪問相談）を随時行うとともに、必要なケースには、専門医、臨床心理士などが「専門相談」を行い、悩み・不安の軽減・解消に努めています。また、ネットワーク会議（平成20年度は全2回）、コーディネート会議（同12回）などにより、相談担当者同士や保育園など関係機関との連携に努めています。

「子ども発達サポート事業」での相談延べ件数（平成20年度）

項 目	件数
電話相談	256
面接相談	367
訪問相談	14
小児科医による何でも相談	20
発達専門医による専門相談	66

「療育訓練・発達支援のための通園」は、療育訓練が必要な障がいとの判定を受けた子が利用する「第二青い鳥学園」、「若葉学園」、「めばえの家」があります。

また、乳幼児健診の事後指導教室には、言語発達遅滞児の集団指導教室「ひよこの会」があり、集団遊びや専門的な指導を通して、保護者が子どもの発達段階を理解する過程を支援しています。その他、親子教室「かるがもクラブ」として、集団親子遊びの体験を通して保護者が子どもへの理解や関わり方、遊び方を学ぶ場があります。

一方、「スワンの会」は、「めばえの家」の待機者対策的な位置づけでスタートした事業で、保育士が担当しています。岡崎げんき館市民会議子どもサポート部会による「子ども発達サポート♡ぶち」（以下「ぶち」という。）は、岡崎げんき館を市民参画で運営していくにあたり、市民ボランティアが自ら発達の遅れが気になる親子を対象に、集いの

場を設け、遊びや関わり方についての助言を実施しています。

「スワンの会」も「ぶち」も、子どもの療育・発達支援の知識・技術を有する保育士等が運営していますが、福祉サイドの子育て支援事業と位置づけることにより、保護者の心理的な障壁を緩和させ、わが子の障がい・発達障がいを受容できない段階での参加にもつながっています。

市内の療育訓練・発達支援のための教室の一覧

主なねらい	名称	運営主体	頻度	開始年度	主な対象年齢	実利用者数(20年度)	主な担当者	卒園後の主な進路
療育指導	第二青い鳥学園	愛知県厚生事業団	週5日	昭和59年	2歳～就学前	8組(母子通園)	医師(整形外科・小児科など)、指導員、保育士、理学・作業療法士、言語聴覚士	特別支援学校、他の通園施設、幼稚園、在宅通院治療、各市町村療育グループ等
	若葉学園	市福祉事業団	週5日	昭和41年	3～5歳児	36人(母子分離)	指導員、保育士、管理栄養士。他に小児科医、理学・作業療法士等が随時	岡崎養護、みあい養護、特別支援学級
	めばえの家	市福祉事業団	月20日以内	昭和59年	0～2歳児	63組(母子通園)	保育士	若葉学園、保育園、幼稚園
発達上「つらい」な子どもの保健指導教室	言語発達遅滞児集団指導教室(ひよこの会)	保健所	月1日2時間	昭和55年	2～3歳児	90組	小児科医、保健師、保育士、心理相談員、児童心理司、聾学校教諭	めばえの家・保育園・幼稚園・若葉学園・スワンの会・ぶち
	親子教室(かるがもクラブ)		月1回90分	平成12年	1～2歳児	157組	保健師、保育士、看護師	ひよこの会、ぷち、在宅
発達上「つらい」な子どもの子育て支援	スワンの会	こども部	月2回	平成17年	0～3歳児	173組(母子サークル)	保育士	保育園、幼稚園、めばえの家、若葉学園
	ぶち	岡崎げんき館市民会議	月3回2時間	平成20年	就学前児	2,257人(保護者を含む延人数)	保育士	

市内の療育訓練・発達支援のための教室の実利用者数の推移

名称	17年度	18年度	19年度	20年度
第二青い鳥学園	11組	8組	10組	8組
若葉学園	30人	33人	37人	36人
めばえの家	49組	57組	67組	63組
ひよこの会	55組	52組	76組	90組
かるがもクラブ	85組	129組	153組	157組
スワンの会	181組	282組	268組	173組

※第二青い鳥学園は、市民の利用者数

④ 障がい児保育、特別支援教育を推進している

障がい児、発達障がい児の保育、教育については、地域の保育園、幼稚園、小中学校での保育、教育が可能な限り受けられるよう、ハード面でのバリアフリー化や、保育士、教職員等の障がい児保育、特別支援教育への理解の促進に努めるほか、人員の充実に努めています。

また、平成17年に「岡崎市特別支援教育連携協議会」を設置し、関係機関が協力して「個別の教育支援計画作成マニュアル」を策定しました。これを基に、各学校では、特別支援教育コーディネーターを配置するとともに、障がい児、発達障がい児一人ひとりに「個別の教育支援計画」を作成し、計画に基づいた教育活動や進路指導、福祉サービスと連携した生活支援を行うよう努めています。

(2) 子ども 子育て家庭への福祉

① 保育園・幼稚園・学童保育所等をきめ細かく配置

岡崎市では、毎年 3,800 人前後の赤ちゃんが誕生しています。子どもたちが健やかに育っていくために、児童福祉法に基づく認可保育園、学校教育法に基づく幼稚園、小中学校などを運営するとともに、乳幼児健診などの母子保健サービスや、子育て支援センター、学童保育など様々な子育て支援サービスを実施しています。

共働きなど家庭で保育ができない0歳児から就学前までの児童を預かる保育園は、「認可保育園」が 53 園（市立 35、私立 18）あり、国の定める基準は満たさないものの、貴重な福祉資源となっている民間の「認可外保育施設」が 27 園あります。幼稚園は 24 園（市立 3、私立 21）あります。また、額田地域に、「保育園的機能」と「幼稚園的機能」を1つの施設に両存させる「認定こども園」が 2 園（市立）あります。このほか、共働き家庭の小学校低学年児童を放課後に預かる児童育成センターが 31 カ所、民間による児童クラブが 7 カ所あり、放課後児童の遊び場である「学区こどもの家」が 42 館あります。

② 母子保健事業・子育て支援事業を総合的に展開

妊娠、出産、新生児期から就学前までの母と子の健康支援を行う母子保健事業は、妊婦・乳幼児の健康診査や、新生児等の家庭訪問、予防接種、健康教育・健康相談などを実施しています。

子育て支援事業は、代表的な事業に、就園前乳幼児とお母さんが集い、相談を受けたり、仲間づくりを行う場づくりを行う「地域子育て支援拠点事業」があります。岡崎市では、「総合子育て支援センター」（城北保育園に併設）や、「地区子育て支援センター」（6 カ所。保育園に併設）、「つどいの広場」（北部・南部・西部地域交流センター、岡崎げんき館内）を開設しています。また、「こんにちは赤ちゃん事業」など、母子の健康支援と子育て支援の両方の目的を持つ事業も実施されています。

そのほか、ひとり親家庭への支援として、母子・父子家庭医療費助成をはじめとするいくつかの事業を実施しています。明大寺町には相談・講座・貸館事業などを実施している母子寡婦福祉会館があります。

学校教育は、岡崎市には小学校が 51 校（国立 1、市立 50）、中学校が 22 校（国立 1、市立 19 私立 2）、高校が 11 校（県立 7、私立 4）、大学・短大が 5 校（いずれも私立）、特別支援学校（盲・聾・養護学校）が 5 校（国立 1、県立 4）あります。

また、社会福祉法人が運営する児童養護施設が 2 施設、盲児施設が 1 施設、乳児院が 1 施設あります。

(3) 地域保健・医療

① 岡崎げんき館・市民病院を拠点に地域保健・医療を展開

地域保健・公衆衛生については、岡崎市が平成 15 年 4 月に中核市へ移行したことに伴い、保健所を設置し、業務を大幅に拡大しました。

その後、平成 20 年 3 月には、岡崎げんき館が開設し、岡崎市の地域保健活動や健康づくり活動の拠点となっています。岡崎げんき館は、「PFI 手法」と、「指定管理者制度」により、民間事業者である「岡崎げんき館マネジメント株式会社」が管理・運営を行っています。また、市民団体である岡崎げんき館市民会議も運営に参画し、前述の「ぶち」のほか、「健康づくり講座」や「障がい者健康料理教室」などの自主事業も手がけています。

医療については、岡崎市には、病院が 15 カ所、診療所が 226 カ所、歯科診療所が 163 カ所あります。岡崎市自身も、地域医療・救急医療の担い手として、岡崎市民病院（23 診療科、650 床）や額田宮崎診療所、額田北部診療所を開設し、また、岡崎市立看護専門学校を運営しています。

② 地域保健は、特定健診導入により職域主体の政策に転換

地域保健・医療に関する近年の法制度の大きな動向としては、受動喫煙の防止措置などが注目された平成 15 年度の健康増進法の施行や、平成 20 年度の高齢者医療確保法（高齢者の医療の確保に関する法律）の施行があります。

健康増進法については、岡崎市では、「健康おかざき 21 計画」を策定し、同計画に基づき、生活習慣病予防を含めた一次予防を重視しながら、すべての市民の健康づくりを支援しています。一次予防の基礎となる健康診査については、特定健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんのがん検診や骨粗しょう症検診のほか、障がい者のための健康診査、歯科検診も実施しています。

特定健康診査は、高齢者医療確保法により、平成 20 年度から、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」予防に重点を置いた健診として、基本健康診査に代わり導入されたものです。糖尿病の合併症や、虚血性心疾患（心筋梗塞など）、脳血管疾患などを誘発しやすい一方、生活習慣の改善により予防・軽減が図れるとされている「メタボリックシンドローム」に重点を置くことで、政策効果を上げようとするものですが、国民健康保険被保険者である市町村や、健康保険被保険者である各健康保険組合など、「医療保険者」ごと、すなわち職域単位に実施されることとなりました。そのため、岡崎市では国民健康保険被保険者を中心に、同事業を展開しています。

(4) 高齢者のための福祉

① 多様な介護保険事業の展開

岡崎市の高齢者数は約 65,000 人、要介護認定者数は約 10,000 人です。これらの方に対し、介護保険法や老人福祉法等に基づく高齢者介護・福祉サービスを提供しています。

介護保険による介護サービスは、一般に、①社会福祉法人や医療法人が運営する介護保険施設が施設介護サービスを中心に、居宅介護サービスも展開しているタイプと、②社会福祉法人や医療法人、会社、NPO 法人などが居宅介護サービスのみを展開しているタイプに区分されます。

①のタイプとして、市内には、介護保険施設が 19 施設（介護老人福祉施設 10、介護老人保健施設 7、介護療養型医療施設 2）あり、延べ定員数は 1,563 人にのぼります。②のタイプは市内で計 85 法人あります。いずれも、1 事業所のみ、1 サービスのみの法人は少なく、多くの法人は、医療保険制度による医療サービスの提供等も含め、複数の事業所展開、複数のサービス展開が図られています。また、近年は、有料老人ホームやグループホームなど広義には居宅介護サービスに区分される「居住系介護サービス」を中心に、狭義の居宅介護サービスもあわせて展開するタイプの法人も増えてきています。

② 11 地区できめ細かく介護予防事業を展開

平成 18 年度に介護保険制度が改正され、要支援 1・2 相当の要介護認定者への介護予防給付と、要介護状態になることを予防する介護予防事業が導入されました。

これらの事業は、介護保険事業の運営費から事業費をまかない、介護予防給付は介護保険サービス提供事業所において提供され、介護予防事業は高年者センター岡崎や各地域福祉センター、岡崎げんき館、各学区市民ホームなどを利用して実施しています。平成 20 年度の年間延べ利用人数は、介護予防給付が 43,893 人、介護予防事業特定高齢者施策が 1,865 人、介護予防事業一般高齢者施策が 5,872 人となっています。

介護予防の推進にあたっては、対象者の発掘から、対象者への介護予防プランの作成、事業の実施、効果の検証に至るマネジメントが大切です。これを行うのが地域包括支援センターですが、岡崎市では市内を 11 地区に分け、それぞれ 1 カ所ずつセンターを置き、こうした支援にあたっています。

そのほか、代表的な高齢者福祉サービスとしては、配食サービス・緊急通報システム設置などの在宅福祉サービスや老人クラブ支援（会員数約 22,000 人）、シルバー人材センター運営支援（登録者約 1,100 人）などがあります。

⑤ 地域福祉

① 学区福祉委員会の育成などの地域福祉を推進

「地域福祉」は、介護保険サービス、障害者自立支援法のサービスなど、サービス提供費用を主に公的財源でまかなう「フォーマルな福祉サービス」と、そうした公的財源が十分でなく、互助精神に依存した「インフォーマルな福祉サービス」や「支えあい活動」を包括した概念です。

「インフォーマルな福祉サービス」としては、岡崎市には、子育て支援に関する互助的サービスである「ファミリーサポートセンター事業」などがあります。また、「支えあい活動」は、特定のテーマを対象に行うボランティア活動と、町内会活動など地縁的な支えあい活動があります。岡崎市では、福祉ボランティアについて、岡崎市社会福祉協議会が長年、活動の育成を図っています。また、近年、盛んになりつつある市民の非営利活動（NPO 活動）にも、「支えあい活動」の要素が含まれています。

「支えあい活動」で、大きな活躍が期待される活動は、災害や犯罪、孤独等に対する要援護者の支援です。

そのため、岡崎市社会福祉協議会では、平成 10 年から、小学校区ごとに、町内会、民生委員・児童委員、学区社会教育委員会、老人クラブなどの各種団体や地域住民が自主的に地域見守り活動を展開する学区福祉委員会の育成を図っており、50 学区のうち 48 学区に設立されています。

② 全市・地区の両要素を持つ公共施設

「福祉目的に限定せず不特定多数の市民が自由に出入りし、活動する公共施設」については、岡崎市には、市民会館、岡崎げんき館、シビックセンター、図書館交流プラザ（りぶら）、甲山会館、せきれいホール、竜美丘会館など、全市的な市民活動施設のほか、7カ所の市民センター、46カ所の学区市民ホーム、3カ所の地域交流センターなどの地区市民活動施設があります。

また、「福祉目的で不特定多数の市民が自由に出入りし、活動する公共施設」としては、全市的な位置づけの福社会館のほか、高年者センター岡崎、「清楽荘」、5カ所の地域福祉センター（老人福祉センターとの合築）、42カ所の学区こどもの家などがあります。「福祉の村」は、「清楽荘」を除いては、もっぱら、特定の市民に公的福祉サービスを提供する施設です。

3 「福祉の村」の現状

「福祉の村」の現状を概括します。

(1) 施設ごとの現状

① 療育訓練・発達支援2施設（めばえの家・若葉学園）

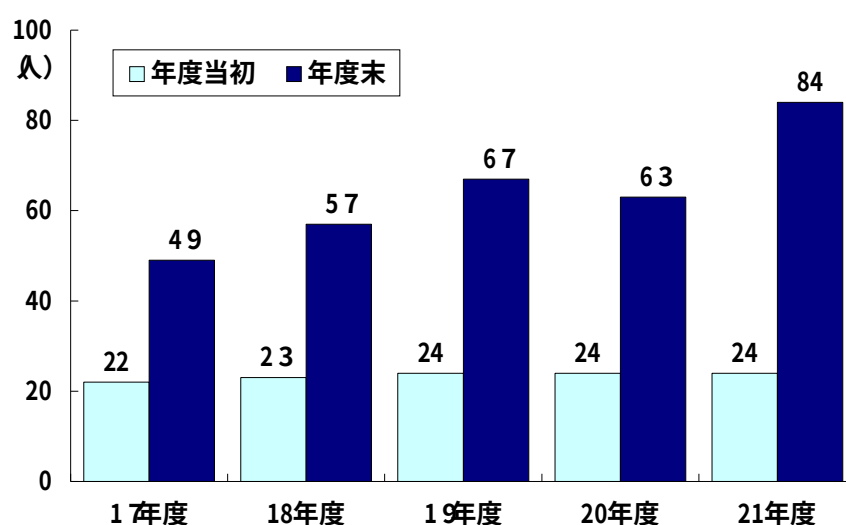
「めばえの家」、「若葉学園」は、知的障がいや発達障がいの子どもと保護者に、療育訓練・発達支援を行う施設です。「めばえの家」は障害者自立支援法上の児童デイサービス、若葉学園は児童福祉法上の知的障がい児通園施設です。

両施設の最大の違いは対象年齢で、「めばえの家」は主に0～2歳児、若葉学園は主に3～5歳児が利用しています。また、「めばえの家」は、母親の不安軽減や育て方の指導を目的に、母子通園を行っているのに対し、「若葉学園」は、児童の療育訓練・発達支援を集中的に行うため、また、母子それぞれの自立を促すため、児童のみの通園（母子分離）です。

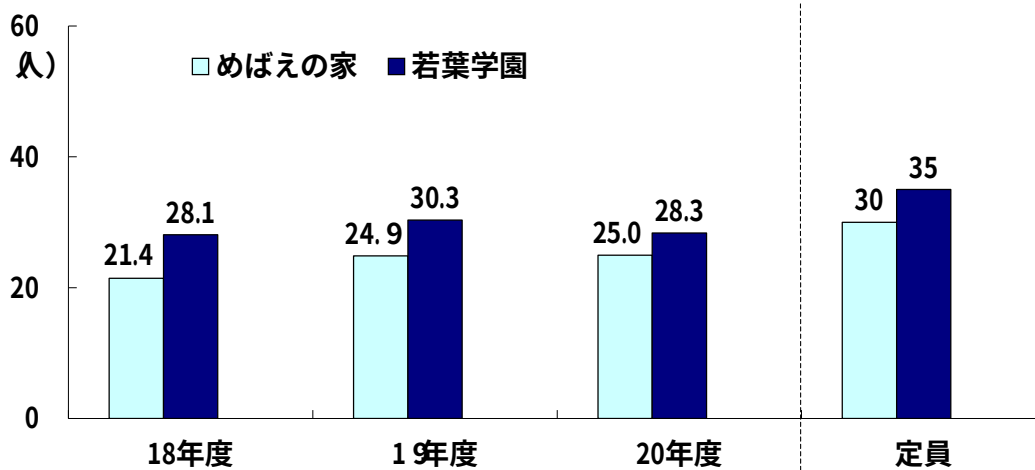
利用時間はともに平日の9時から16時半までです。「めばえの家」は、母子で通園し、「若葉学園」は通園バスで子どもの送迎を行っています。

定員は、「めばえの家」が30人、「若葉学園」が35人ですが、「めばえの家」では、例年、定員を上回る利用希望者があり、利用者の療育訓練・発達支援のために十分な利用時間が確保できない状況が続いています。

「めばえの家」の登録者数の推移



療育訓練・発達支援 2 施設の 1 日平均利用人数の推移



通園児の進路は、「めばえの家」は、「若葉学園」・保育園・幼稚園などが主で、「若葉学園」は、岡崎養護学校・みあい養護学校（みあい養護学校開校前は安城養護学校）が主です。「若葉学園」では、5歳までに保育園・幼稚園に移行していくケースもあります。

両施設は、主に知的障がいや発達障がいの子どもを対象とした施設です。肢体不自由児の療育・発達支援は、「第二青い鳥学園」での通園で行っています。しかし、近年、重症心身障がい児の「第二青い鳥学園」への通園が増えていることも影響し、「若葉学園」では、肢体不自由児の利用が増えてきています。

「若葉学園」から保育園・幼稚園へ移行した園児の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度
保育園	4人	12人	12人	8人
幼稚園	2人	1人	2人	2人
合 計	6人	13人	14人	9人

「若葉学園」の4つのクラス編成

クラス名	園 児
さくら組	主に肢体不自由児（未歩行・首が据わっていない） 療育手帳・身体障がい者手帳ともに所持している園児
ちゅうりっぷ組	歩行の安定していない園児 3歳児が大半
すみれ組	主に自閉症・発達障がいの園児
ひまわり組	現在、すみれ組が男児、ひまわり組が女児

② 知的障がい者日中活動3施設（「そだちの家」・「のぞみの家」・「希望の家」）

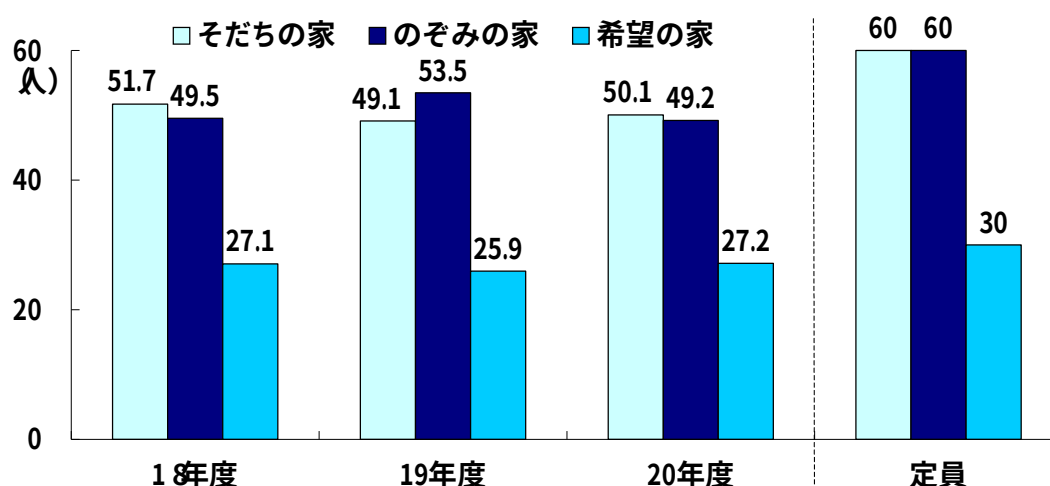
「そだちの家」・「のぞみの家」・「希望の家」は、主に成人の知的障がい者を対象とした日中活動の場です。

「そだちの家」が知的障がい者通所更生施設、「のぞみの家」、「希望の家」が知的障がい者通所授産施設でしたが、平成 21 年 4 月に、各施設の総定員はそのままにしながら、いずれも障害者自立支援法上の施設に移行し、「そだちの家」で生活介護を、「のぞみの家」で生活介護と就労継続支援（B型）を、「希望の家」で就労継続支援（B型）と就労移行支援を実施しています。

利用時間はともに平日の 9 時から 16 時半までで、平成 20 年度からは祝日も開設しています。

障害者自立支援法により、3 障がいのいずれの方も対象となりましたが、これまでの経過から、知的障がい者中心の施設となっています。

知的障がい者日中活動3施設の1日平均利用人数の推移



知的障がい者日中活動3施設の比較

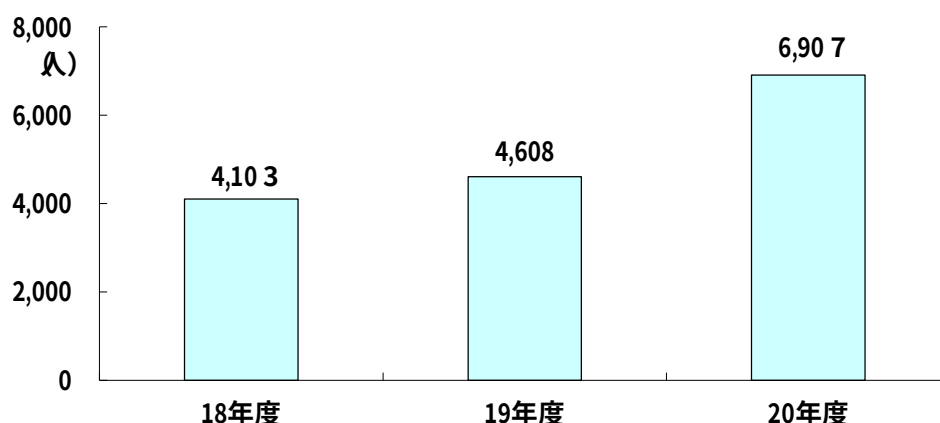
	そだちの家	のぞみの家	希望の家
サービスと定員	生活介護 60人	生活介護 24人 就労継続支援（B型）36人	就労継続支援（B型）24人 就労移行支援 6人
作業内容	軽作業（シール貼りなど）、陶芸	部品組み立て、花火の製造・袋詰め、ゴミ袋の袋詰めなど	
今の利用者の年齢	18歳～40歳前半	18歳～60歳代後半	20歳～60歳代前半
送迎	困難者のみ	なし	なし
昼食提供	あり	あり	あり

③ 身体障がい者日中活動2施設（「友愛の家」・「にじの家」）

「友愛の家」・「にじの家」は、主に身体障がい者を対象とした日中活動の場です。

「友愛の家」は、昭和55年からある施設で、身体障害者福祉法上の身体障がい者福祉センターとして、①定期講座型による生花、書道などの生涯学習活動、②本人への日常生活指導や家族への介護方法の指導、③障がい者の就職や結婚等の相談、④障がい者団体等への貸館などを行ってきました。平成18年10月から、①の部分は障害者自立支援法上の地域活動支援センターの位置づけに移行しています。

「友愛の家」の年間延利用者数の推移

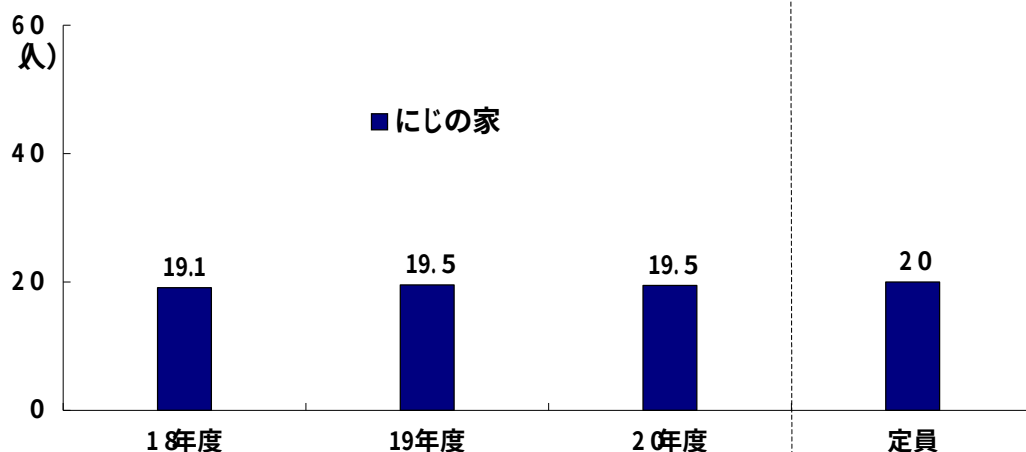


※平成20年度より講座の利用を半日で1回とカウント

一方、「にじの家」は、重複重度障がい者の通所施設です。平成13年に開設した「福祉の村」では最も新しい施設で、身体障害者福祉法上の身体障がい者デイサービスセンターでしたが、平成18年10月から障害者自立支援法上の施設に移行し、「生活介護」を提供しています。定員は20人で、登録は60人程度あります。重度の重複障がい者の日中活動の場は愛知県内では不足しており、週5日毎日「生活介護」を利用したい場合は、「にじの家」のみでは難しく、他の生活介護事業所との併用利用をしています。

利用時間は平日の9時から15時半までで、利用者はおおむね2日に1日程度通所（送迎あり）し、介護を受けながら、機能訓練、軽作業、入浴などを行っています。重複重度障がい者は家庭での入浴が難しいため、入浴サービスは好評を得ています。

「にじの家」の1日平均利用人数の推移

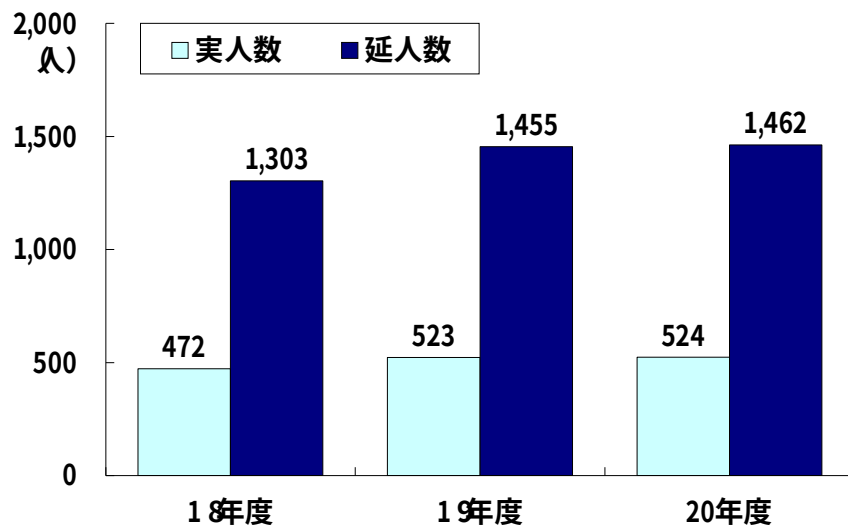


④ 知的障がい児・者宿泊体験施設（「みのりの家」）

「みのりの家」は、在宅の知的障がい児・者が宿泊して共同生活を体験し、生活自立にむけた知識や経験を体得するための施設です。

定員は5人で、小学生以上が年間 500 人程度利用しています。同性利用を原則とし、火・水・木または金・土・日の2泊3日コースとしており、調理・洗濯・買物・外出など共同生活を通じて仲間づくり、自立促進に努めています。

「みのりの家」の年間利用人数の推移

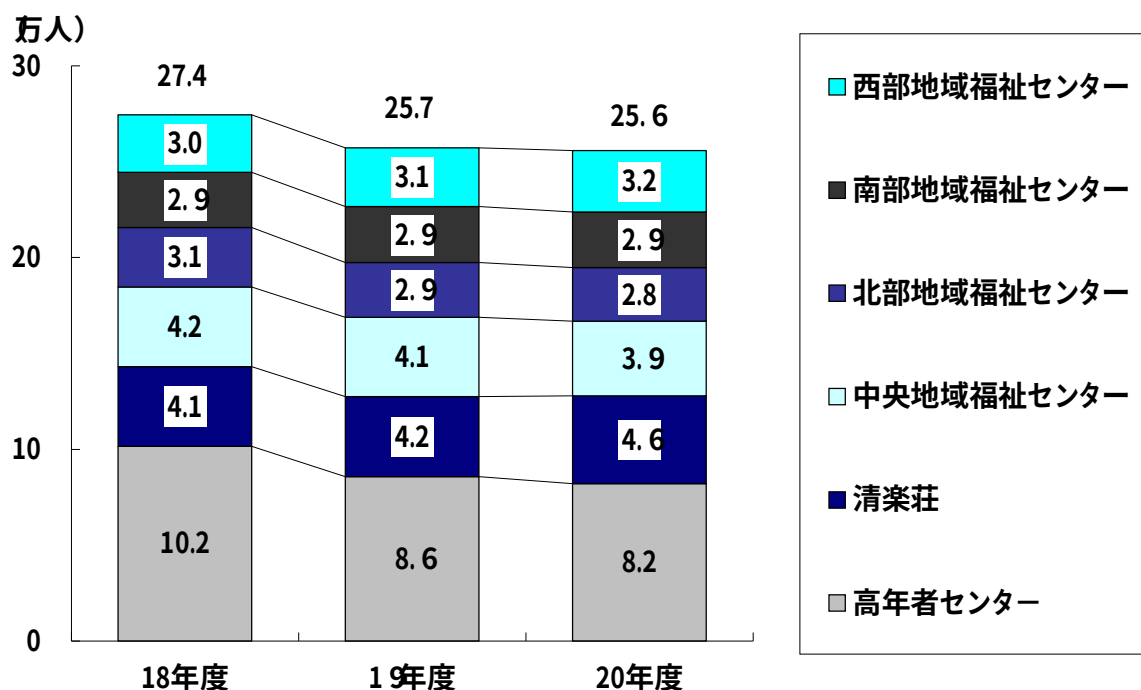


⑤ 「清楽荘」

「清楽荘」は、一般高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための「老人福祉センター」です。昭和 49 年当初からあり、「福祉の村」の中央に位置する建物の 2 階部分 1,181 m²を使用しています。建物の 1 階部分 1,113 m²は「若葉学園」となっています。

定員は 200 人で、平成 20 年度の年間延利用人数は 45,816 人の利用となっています。利用時間は 9 時から 17 時までで、月曜、祝日、年末年始がお休みです。また、介護保険給付対象外の方へのデイサービスとして「生きがい活動支援通所事業」を実施しており、平成 20 年度の年間延利用人数は 648 人でした。

各老人福祉センターの年間延利用人数の推移



※東部地域福祉センター（平成 20 年 6 月開設）の延利用人数は 1.2 万人

(2) 「福祉の村」全体の現状

① 運営体制

「福祉の村」は、昭和49年から平成3年までは市直営で運営し、平成3年に「希望の家」と「のぞみの家」を、平成7年以降に他の全施設（「清楽荘」、「若葉学園」、「そだちの家」、「みのりの家」、「にじの家」、「友愛の家」、「めばえの家」、「体育館」）を「市福祉事業団」に運営委託し、平成18年度からは同事業団が指定管理者となり現在に至ります。

「福祉の村」の人員は、職員・嘱託職員・臨時職員あわせて133人となっています。施設別では、「若葉学園」、「そだちの家」、「希望の家」、「にじの家」がともに20人以上と多くなっています。

また、看護師は「若葉学園」に1人、「にじの家」に2人おり、作業療法士などリハビリテーション等の技術職は、「市福祉事業団」が指定管理者となっている高齢者の各施設と「福祉の村」の各施設に派遣される体制となっています。

各施設の人員配置

			合計	内訳									
				看護師	保育士	看護師兼 保育士	管理栄養士	生活支援員	支援員	指導員	運転手兼 業務員・介護員	業務員	その他
福祉の村	管理部門	所長	0.5										0.5
		総務班	4.5	2									2.5
	障がい児2施設	めばえの家	9		8					1			
		若葉学園	20		13	1	1			5			
	知的3施設	そだちの家	20					20					
		のぞみの家	14					10		4			
		希望の家	22					5		7		10	
	身体2施設	友愛の家	7							7			
		にじの家	20	2				18					
	知的宿泊施設	みのりの家	5.5						5				0.5
	老人福祉センター	清楽荘	10.5								7	1	2.5
	合計			133	4	21	1	1	53	5	24	7	11
総務課事業班リハビリ係			9										9
その他の部門			270	19			2		8		3	1	237
事業団全体			412	23	21	1	3	53	13	24	10	12	252

	合計	その他再掲（資格者）										
		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士	臨床発達心理士	精神保健福祉士					
総務課事業班リハビリ係	9	1	2	2	2	1	1					

※兼務は按分

※看護師には准看護師、生活支援員兼務を含む

※その他欄には資格者を含む

資料：平成21年度岡崎市福祉事業団の概要

② 施設の状況

「福祉の村」における各施設の立地の現況は、以下の通りです。

「福祉の村」における各施設の立地の現況



「福祉の村」の各建物の開設時期・規模等の状況

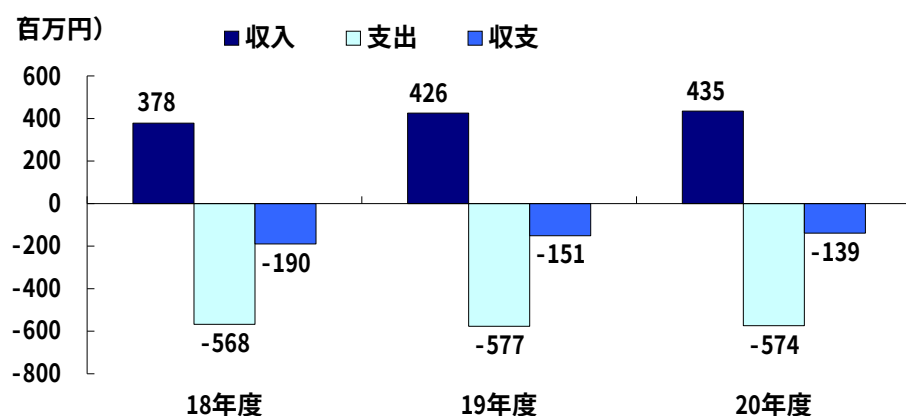
№	名称	開設年	建物面積 (㎡)	構造	備考	駐車場等 (台数)		
						駐車場	送迎	日中 駐車
1	清楽荘	昭和 49 年	1,181	R C 造・2 階建	建物の 2 階部分を利用 E V なし	23	5	35
2	友愛の家	昭和 55 年	455	R C 造・1 階建		7	5	10
3	体育館	昭和 55 年	715	R C 造・1 階建		—	—	—
4	若葉学園	昭和 55 年	1,113	R C 造・1 階	清楽荘の建物に昭和 55 年に入った 建物の 1 階部分を利用	0	6	0
5	希望の家	昭和 55 年	555	R C 造・1 階建		23	5	35
6	めばえの家	昭和 59 年	294	R C 造・2 階建	E V なし	10	0	35
7	そだちの家	昭和 61 年	916	R C 造・1 階建		0	55	0
8	のぞみの家	平成 3 年	1,040	R C 造・1 階建		23	10	23
9	みのりの家	平成 9 年	180	W 造・1 階建		0	5	0
10	にじの家	平成 13 年	762	R C 造・1 階建		8	8	0

③ 財政運営状況

「福祉の村」全体の収入は約4億円、支出は約6億円弱です。収入支出差額は、平成18年度が△1.9億円、19年度が△1.5億円、20年度が△1.4億円で、差額は徐々に少なくなってきました。

施設ごとにみると、「友愛の家」、「みのりの家」以外の7施設で差額幅の改善傾向がみられます。これは、経営努力によるもののほか、法制度の改正の効果などによるものと考えられます。

「福祉の村」全体の収支の推移



施設ごとの収支内訳

(百万円)

		18年度	19年度	20年度
障がい児2施設	めばえの家	△ 26	△ 14	△ 13
	若葉学園	△ 16	△ 13	△ 11
知的3施設	そだちの家	△ 8	△ 5	△ 3
	のぞみの家	△ 10	6	4
	希望の家	3	0	2
身体2施設	友愛の家	△ 35	△ 36	△ 33
	にじの家	△ 16	△ 13	△ 8
知的宿泊施設	みのりの家	△ 27	△ 29	△ 30
老人福祉センター	清楽荘	△ 55	△ 47	△ 47
合 計		△ 190	△ 151	△ 139

第3章 福祉の村の課題・市民ニーズ

1 アンケート結果の概要

基本構想策定の基礎資料とするため、平成 21 年 7～8 月に、「福祉の村」のあり方等に関する「福祉の村アンケート」と、発育・発達上の悩み等に関する「子どもの発育・発達に関するアンケート」を実施しました。

アンケートの配布・回収数

調査の種類	対 象 者	配布数	回収数	回収率
福祉の村アンケート	障がい福祉サービス利用者、 障がい者手帳保持者等	2,316	1,243	53.7%
子どもの発育・発達に 関するアンケート	市の事業を利用している、発育・発達上の遅れ や心配のある中学生以下の子どもの保護者等	701	355	50.6%

(1) 「福祉の村」に関するニーズ

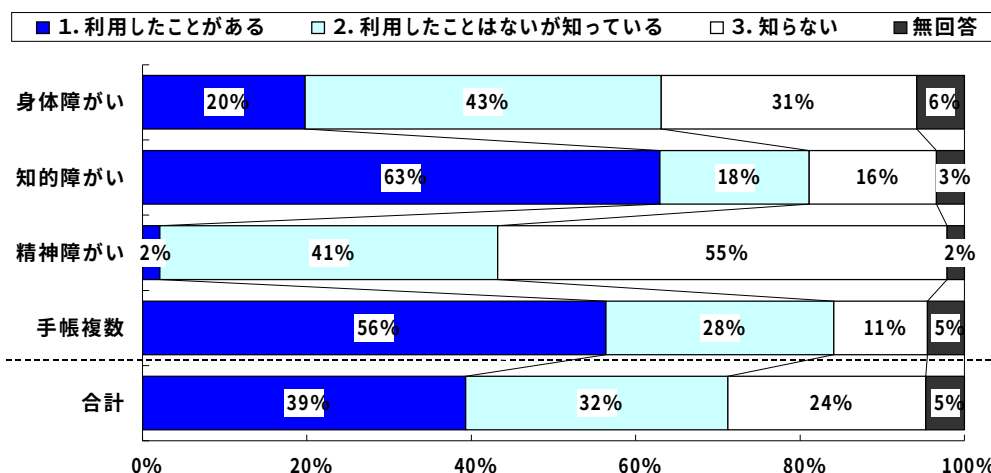
① 「福祉の村」の障がい者交流拠点としての位置づけは低い

「福祉の村」の利用を含む認識度は市内の障がい者の 71%でした。

しかし、「福祉の村」の各施設の利用経験割合をみると、最も高い「めばえの家」でも、障がい者全体の 15%で、よく利用している知的障がい者の中でも 30%にとどまっています。

また、精神障がい者の利用がほとんどみられないほか、交流施設としての位置づけを持つべき「友愛の家」や「体育館」においても、最も利用割合が多い知的障がい者の体育館利用でも 23%あるに過ぎないという結果が得られました。

福祉の村の利用経験割合・認知割合



回答者に占める「福祉の村」各施設の利用経験割合

	手帳の区分別				回答者 合計
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	手帳複数	
1. めばえの家	1.2%	29.8%	0.0%	22.8%	14.9%
2. 若葉学園	0.8%	19.4%	0.0%	23.3%	10.6%
3. にじの家	0.6%	0.2%	0.0%	16.3%	3.0%
4. 友愛の家	13.8%	9.9%	0.0%	10.9%	10.9%
5. そだちの家	0.0%	10.4%	0.0%	6.4%	4.5%
6. 希望の家	0.0%	6.5%	0.0%	3.0%	2.7%
7. のぞみの家	0.2%	9.2%	0.0%	5.9%	4.1%
8. 清楽荘	3.2%	9.0%	2.1%	3.5%	5.0%
9. みのりの家	0.4%	27.6%	0.0%	18.3%	12.3%
10. 体育館	6.8%	23.0%	0.0%	16.3%	13.2%

② 年齢階層によりニーズが多様

「福祉の村」で充実させるべきものについて、全体としてはショートステイのニーズが高いですが、各年齢階層別にみると、就学前では療育・診療、児童では療育に加えて卒業後の就労、18歳以上ではレスパイト的なニーズがそれぞれ高く、ライフステージに対応した事業が重要であることがわかりました。

福祉の村で充実すべきもの（利用経験者のみ）

	利用経験者 合計	年齢区分別			
		0～5歳	6～17歳	18～64歳	65歳以上
ショートステイ	57%	25%	71%	59%	23%
福祉的就業・通所の場	42%	35%	73%	35%	5%
総合的な相談の場	38%	40%	62%	34%	5%
療育訓練	33%	70%	70%	21%	2%
生活訓練・指導の場	32%	35%	55%	26%	14%
専門的な小児科診療	31%	75%	65%	20%	2%
ケアホームなど生活の場	30%	20%	37%	30%	16%
就業訓練の場	27%	45%	46%	22%	7%
常設相談室	23%	45%	43%	18%	5%
育て方の指導教室	21%	50%	37%	16%	7%
地域住民との交流の場	20%	25%	25%	17%	27%
精神障がい者の就業・通所の場	15%	15%	18%	16%	2%
視覚・聴覚障がい者支援施設	13%	25%	15%	11%	16%

※利用経験者合計での割合順に選択肢を並べている

③ 施設利用経験者の自由意見から個別の課題が浮かび上がる

施設利用経験者の自由意見からも、「めばえの家」の狭あい化など、それぞれの施設の個別の課題が改めて確認できました。

「福祉の村」各施設に関する自由意見（抜粋）

■めばえの家

- 建物が大変古く、狭い。トイレの数が少ない。
- 個別の相談する場所を広くとってほしい。
- ほぼ毎日のように通い、親の交流の場、子どもの療育訓練と楽しく利用させていただきました。これからも毎日利用できるように提供できるといいと思います。
- 悩みを聞いてもらえる先生やお母さん達に出会えてよかった。人数に対して部屋がせまい。もう少しスペースにゆとりがほしかった。
- 自閉症の子、車イスの子も同じ部屋で活動するのは問題が多かった。例えば、車イスの子に多動な子が手を出してしまったり、車イスの子は走れる子を見てうらやましく思ったりする。多動の子は外へ出るとあちこち迷惑かけてしまい、謝っているのに福祉の村でも結局みんなに気を使い、どこへいっても理解してもらえないと思うってしまう。

■若葉学園

- 施設が古く避難口も教室から少し離れていたり災害時が不安。隣りをお年寄りが使っているからかテレビの音が大きく療育施設には不向きなよう。園専用の駐車場がないため身体不自由の送迎は難しい。
- 教室がうす暗い感じがした。
- 2・3才児で入園しました。今はどうかわかりませんが、せまくて、とても子どもが利用するとは思えない状態でした。先生はすばらしかったのですが、施設面がひどすぎました。
- リハビリテーションをする場所を広くとってほしい。
- 設備が古い・暗い。2階が清潔荘なので、カラオケの音やテレビの音が聞こえてきた。
- 10年前なので暗く出入口の人の出入りが激しく危なかったのを覚えています。

■にじの家

- 職員さん達にとっても良くして頂いて子どもはとても楽しみに通所しています。通所日がもう少し増えるとありがたいと思います。利用時間も少し延長するといいと思います。
- いつも職員さん達は、明るく接して下さっています。もしできれば、日中一時支援の機能を持てるようにして頂けると有り難いです。
- 学校を卒業してからにじの家を利用させていただいています。母が入院した時も家族を助けてくださりとても助かりました。

■友愛の家

- 同じ悩みを持つ仲間ができ、先生や先輩のお母さん方のアドバイスもあり、落ち込んでいた時、親がいやされました。
- 相談窓口を多くして欲しいと思いました。
- 仲間意識を持つことや情報収集に役立った。
- 音楽サークルで利用させてもらっています。人数が多いのでもう少し広いといいかなと思う時もあります。
- 岡崎身障会の総会、又は、福祉まつりのある時に行っただけで、あまり利用したとは思えないです。
- 設備面での老朽化が目立つ。
- 習字、ペン習字など大変良い先生に出会えて良かったと思っています

■そだちの家

- スタッフさん達が明るくてとても良い。1クラスの人数が多いのでクラスを増やしてほしい。
- 通所施設として毎日利用しています。とてもありがたいです。親が送迎できなくなった時のことを考えると不安です。
- そだちの家に通って15年になります。本人はとても良いらしく毎日元気にあまり休むことなく通っています。
- 障がい者の年齢により体力がついて来ているので、スタッフに男性を増やしてほしい。

■希望の家

- 現在、通所していますが、建物が古くなっており、トイレの引戸が古く、食堂の狭さ等が気になります。その他の事はまずまずですが、もう少し作業時間をのばしたらとも思います。
- 親切に対応して頂き感謝している。
- ありがたいと思っているが、以前に比べて所員の温かみがなくなって来ている。
- いろいろな人がいるので、人との関係でなやんでいる。スタッフの人たちは、ぼくのことをりかいしてくれているのでうれしい。

■のぞみの家

- 本人は喜んで通所しているが、作業面等では手早くできないので、施設の希望に沿っていないのではないかと不安になる。
- 働いて工賃をもらっても利用料とバス代で全部なくなってしまうのでちょっと悲しいです。でも働くのは好きです。
- 一室で就労組、生活介護に分ける事は良くないと思える。偏見、差別が有るように感じます。
- 自主せい品、花火、ゴミぶくろなどの仕事をしました。
- 全体的に作業する部屋がせまいから、のぞみの家を大きくしてほしい。担任の先生達が、自分達のことを、気にかけてくれてないから、もっと気にかけてほしい。

■清楽荘

- おふろとうばんでいっている。
- 清楽荘があることによって、一人でなく、他人とのまじわりが出来て大変よい。
- 六市二町まわり番で障がい者のカラオケ大会が岡崎の清楽荘でありました。付き添いの保護者が出て手伝いましたが大変でした。エレベーターがなく、車いすを4人がかりで昇り降りは神経をつかって行いました。今後ともこうしたことに十分配慮してくださるよう、切にお願い致します。
- 以前カラオケや入浴を利用させて頂き、楽しみました。

■みのりの家

- よく見てくれるのですが、親が急に出かけなければならない、家を空けなければならない時に、1週間以内で預けられると良いです（施設ではなくみのりが良い）。
- 初めての体験で不安だったけど、指導員さんからの日課表で様子がわかり、家では出来ない事も一人で出来る様になり、いい体験が出来たと思います。
- 体験させたいと思いつつ、いざ行動に移すには、母親として私が後ろめたく思ってしまう、なかなか利用できずに2～3年すごしました。利用したのは5年生になって初めて。本人はとても満足して帰って来ました。最大5人までという少人数制なのが、とても安心できた。（子ども本人も、親も）
- 職員の方の対応がとても良く、何度も体験させたいのですが、希望人数や曜日の指定などを考えると3か月に1度くらいしか利用できないのが残念です。

■体育館

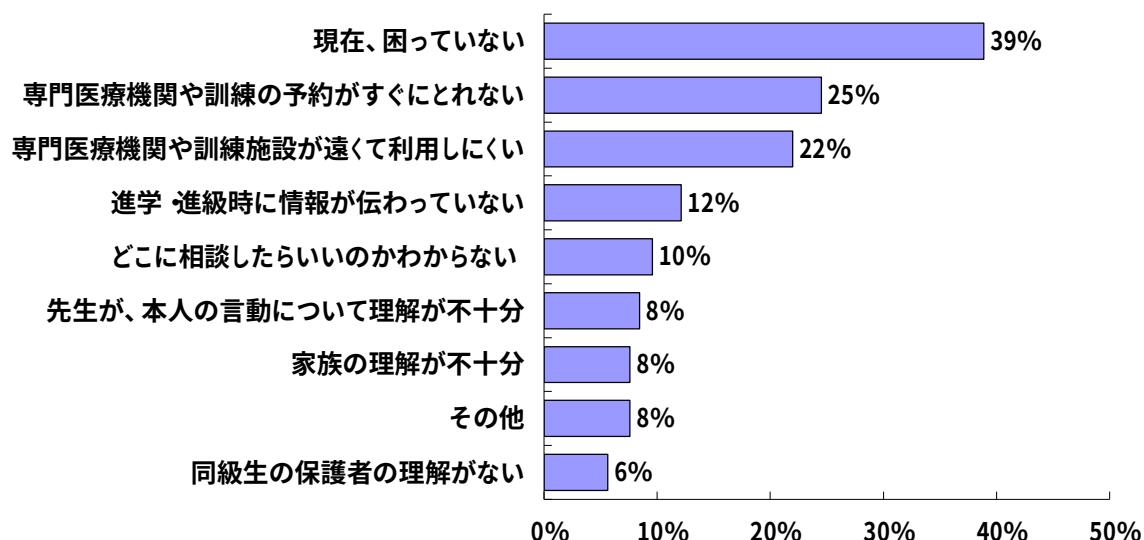
- 育成会のスポーツサークルで利用させてもらっています。これからもぜひ使いたいです。
- まあまあだった。体育館としては少し狭いと思った。
- 行事の折に利用をしましたが、夏は暑く冬は寒くてたまりませんでした。また、トイレに車椅子用が少なく大変でした。
- クリスマス会に参加。その時だけだったので、特に問題はなかった。

(2) 発育・発達への支援に関するニーズ

① 発育・発達支援で困っていることがある保護者は6割

発育・発達上の遅れや心配のある中学生以下の子の保護者が発育・発達支援で困っていることは、専門医療機関や訓練施設についてのことが多く、回答者の約60%が何らかの困っていることがあるという結果が得られました。

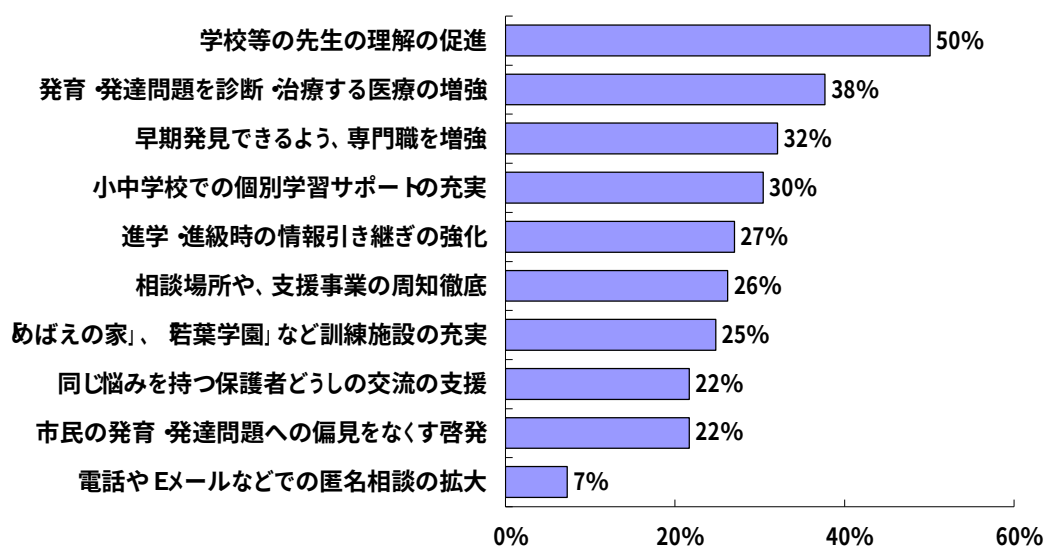
発育・発達支援で困っていること



② 特に充実すべきことは、学校等の先生の理解と、医療の増強

「発育・発達支援で重点的に充実すべきこと」については、「学校等の先生の理解の促進」や「発育・発達問題を診断・治療する医療の増強」が高い割合となりました。

発育・発達支援で重点的に充実すべきこと



2 ヒアリング結果の概要

基本構想策定の基礎資料とするため、平成21年8～9月に、主な障がい福祉サービス事業所や障がい者団体などにヒアリングを実施しました。

ヒアリングの対象

日 時	対 象	備考
8/26(水)	市内相談支援事業所の職員（5事業所）	岡崎市障がい者自立支援協議会個別支援専門部会にて
9/3(木)	「福祉の村」の職員（10施設）	
9/4(金)	障がい者団体の代表者（8団体）	
9/4(金)	市内の主な障がい福祉サービス事業所の職員（生活介護、就労移行支援、就労継続支援）（8事業所）	
9/4(金)	保育園、幼稚園、特別支援学校・学級の教職員（8施設）	

意見・ニーズの概要は、以下の通りです。

(1) 障がい者団体からの意見・ニーズ

- ◇ 「福祉の村」を地域に開かれた施設にしたらどうか。
- ◇ サロンを作って村の利用者たちがふれあう機能を設けたらどうか。
- ◇ 障がいを持った子の親が交流を持てる場があったらいい。
- ◇ 相談の場、それもライフステージに沿った生活課題を相談できるような機能と連携が必要。
- ◇ 「緊急」や「一時」頼れる場所がない。みのりの家は、男子、女子の日が決まっていて使いづらい。精神障がい者も使えるようにしてほしい。
- ◇ 「福祉の村」に精神障がい者が利用できる施設がほしい。
- ◇ 施設整備をしてほしい。字幕、文字放送などの機器をそろえてほしい。
- ◇ 卒業後の長い人生を楽しめる、レクリエーションなどの場を提供してほしい。

(2) 日中活動系事業所からの意見・ニーズ

- ◇ 相談支援機能が必要。全体が一体感を持てるような総合調整を行うべき。
- ◇ 障がい者のケアマネジメント機能を有した相談支援が必要である。
- ◇ 就労の調整機能が必要である。
- ◇ 精神障がい者を対象としたサービスを実施してほしい。
- ◇ 医療的ケアが必要な子が日中行ける学童保育的なところがほしい。
- ◇ 精神障がい者の居場所、フリースペース的な集まれる場所がほしい。

(3) 保育園・幼稚園・特別支援学校（学級）からの意見・ニーズ

- ◇ 療育の場がほしい。園に通いながら療育が受けられればなおよい。
- ◇ 情報の共有が必要で、今ある資源と連携をとりながらやっていくことが必要。
- ◇ 専門家が訪問し、児童の様子を見て、母親を含め発達サポート相談をしてほしい。
- ◇ 「気になる子」の相談が気軽に受けられる場所がほしい。

(4) 相談支援事業所からの意見・ニーズ

- ◇ 基幹型の相談支援センターが福祉の村の中にあるといい。
- ◇ 市の事業内や事業所間のネットワークを構築してほしい。
- ◇ 発達障がいの相談機能は、絶対に必要。

(5) 「福祉の村」施設職員からの意見・ニーズ

- ◇ 障がい者支援を中心とした地域福祉の拠点として位置づけすべき。
- ◇ 地域に開かれた施設であることが必要である。
- ◇ 「にじの家」の定員増と利用できる回数の増が必要だと思う。
- ◇ 本人の今後の進路の相談やケアマネジメント的な総合相談の機能、リハビリテーション機能がほしい。
- ◇ 発達障がいに関しての専門的な診断機能と療育施設がほしい。
- ◇ 障がい者や保護者が集まって、情報交換ができるような場所がほしい。
- ◇ 「のぞみの家」、「そだちの家」、「希望の家」を就労系、生活介護系の区分にはっきり分けてほしい。

3 「福祉の村」をめぐる課題

市民アンケート結果や、事業所・障がい者団体等へのヒアリング結果をふまえ、「福祉の村」の将来的なあり方に関する課題を集約すると、以下の通りです。

1 障がい児・者を支援する総合拠点施設としての位置づけ

「福祉の村」は、障がい児・者を支援する総合拠点施設としての位置づけを検討していくことが求められます。

2 3障がいのなかの精神障がいへの対応

全国的に、精神障がい者福祉は他の障がい者への福祉に比べて立ち遅れており、また、「福祉の村」には精神障がい者支援機能がないことから、そのあり方を検討していくことが求められます。

3 地域に開かれた障がい者の交流の場、サロンの検討

「福祉の村」は、障がいの有無に関わらず、市民が広く日常的に交流する機能が不十分であることから、地域に開かれた障がい者の交流の場、サロンとしてのあり方を検討していくことが求められます。

4 3障がいに発達障がいを含めた総合相談体制の検討

3障がいに発達障がいを含めた「福祉の村」での総合相談体制のあり方を検討していくことが求められます。

5 障がい児療育施設（「めばえの家」、「若葉学園」）の検討

発達障がい児や「気になる子」の増加を受け、「福祉の村」における障がい児療育施設（「めばえの家」、「若葉学園」）のあり方を検討していくことが求められます。

6 「気になる子」の専門的な相談機能の検討

発育・発達上の「気になる子」の増加を受け、岡崎市における専門的な相談機能のあり方を検討していくことが求められます。

7 「福祉の村」への医療機能の設置の検討

適切な療育のためには、医療との連携が不可欠であることから、「福祉の村」での医療機能のあり方を検討していくことが求められます。

8 就労支援・コーディネート機能の検討

近年、国の障がい者施策では就労支援が強く打ち出されていることから、「福祉の村」における福祉的就労（「のぞみの家」、「そだちの家」、「希望の家」）機能や一般就労へのコーディネート機能のあり方を検討していくことが求められます。

9 重複重度障がい者への支援の検討

重複重度障がい者の生活上の課題に対しては、様々な公的な支援の必要性が高く、支援強化方策を検討していくことが求められます。

10 緊急時、一時に対応できる宿泊施設の検討

市民アンケート等でも要望がある、緊急時、一時的に対応できる宿泊施設のあり方を検討していくことが求められます。

第4章 「福祉の村」の今後のあり方

1 「福祉の村」の基本方向

現況や課題・ニーズなどを踏まえ、「福祉の村」の将来的なあり方について、以下の3つの基本方向を掲げます。

基本方向1 障がい児・者を支援する総合的拠点

「福祉の村」は、開設以来、岡崎市の障がい児・者、高齢者に対する日中活動の多機能拠点として、中心的な役割を果たしてきました。しかし、市内各地に高齢者施設が新たに建設されるなど機能の分散化が進む一方、各施設の老朽化や、障がい児支援ニーズの増大に伴う狭あい化が進んでいます。

そこで、発達障がい児への地域療育支援など、今日的な課題にも対応していけるよう、障がい児・者への機能の特化並びに再編を図り、障がい児・者支援機能の強化、総合的な相談支援機能の創設、障がい種別に応じたりハビリテーションの場の充実などを進めます。

基本方向2 障がい児・者支援の役割分担の明確化

市内には、愛知県が経営する「第二青い鳥学園」や知的障がい者更生施設「藤川寮」、社会福祉法人が運営する入所型の障がい者支援施設など数多くの福祉資源が存在しています。

「福祉の村」は、障がい児・者を支援する市の総合的拠点として中心的な役割を果たしますが、他の障がい児・者機関との役割分担を明確化し、他の施設では行うことのできない高度な機能や民間事業者の参入が少ない事業などの支援に特化した機能的な施設とします。

基本方向3 障がい児・者支援ネットワークの構築

市内には、福祉サービス事業所や相談支援事業所、療育施設など数多くの福祉資源が存在しています。障がい児・者が年齢を重ねるごとに、福祉サービスへのニーズも変化していくことから、種別の異なる施設間でのより緊密な情報の共有、サービス提供にあたっての連携が必要となります。

そこで、「福祉の村」に障がい児・者の総合的な相談体制を構築し、施設単位の支援をコーディネートすることにより、一人ひとりの障がい児・者が地域に根ざしたライフステージを想定できるような障がい児・者支援ネットワークを構築します。

2 全体の配置機能とゾーニング

(1) 施設の現状と課題

「福祉の村」における各施設の主にハード面における現状と課題は、以下の通りです。

「福祉の村」における各施設の現状と課題

○めばえの家

昭和 59 年建築

・友愛の家の一部を用途変更し拡大したものの、利用者数に対する面積不足が解消できていない
・駐車場不足



○友愛の家

昭和 55 年建築

・各種団体のニーズへの対応、相談する場の確保ができない

○体育館

昭和 55 年建築

・空調等の設備が無い

○希望の家

昭和 55 年建築



・通路に駐車



○そだちの家

昭和 61 年建築

・各室から前庭へつながりがあり、広がりを感じるが、コンクリートの土間・アスファルトにより芝庭とのつながりが断たれている

○のぞみの家

平成 3 年建築

・大型事業所で多機能型

○みのりの家

平成 9 年建築

・バリアフリーになっていない
・同性利用しかできない

○にじの家

・平成 13 年の建築で、福祉の村の中では最も新しい
・建物配置の面では、他の施設や外部空間（庭や緑）とのつながりが少ない

○若葉学園・清楽荘

昭和 49 年の建築で、福祉の村の中では最も古い
・障がい児関連施設と高齢者福祉施設に利用されており、音の問題等の課題がある
・駐車場不足



◎「福祉の村」全体の共通課題

- ・駐車場不足 敷地内通路等に車が溢れている
- ・それぞれの建物と外部空間（自然）との繋がりが少ない
- ・福祉の村全体で施設間の繋がりを含めた配置の検討が必要（建物と建物の関係や繋がりが少ない）
- ・福祉施設的な雰囲気を和らげるために、採光、天井、内装材等により生活感を持たせるなど、工夫が必要

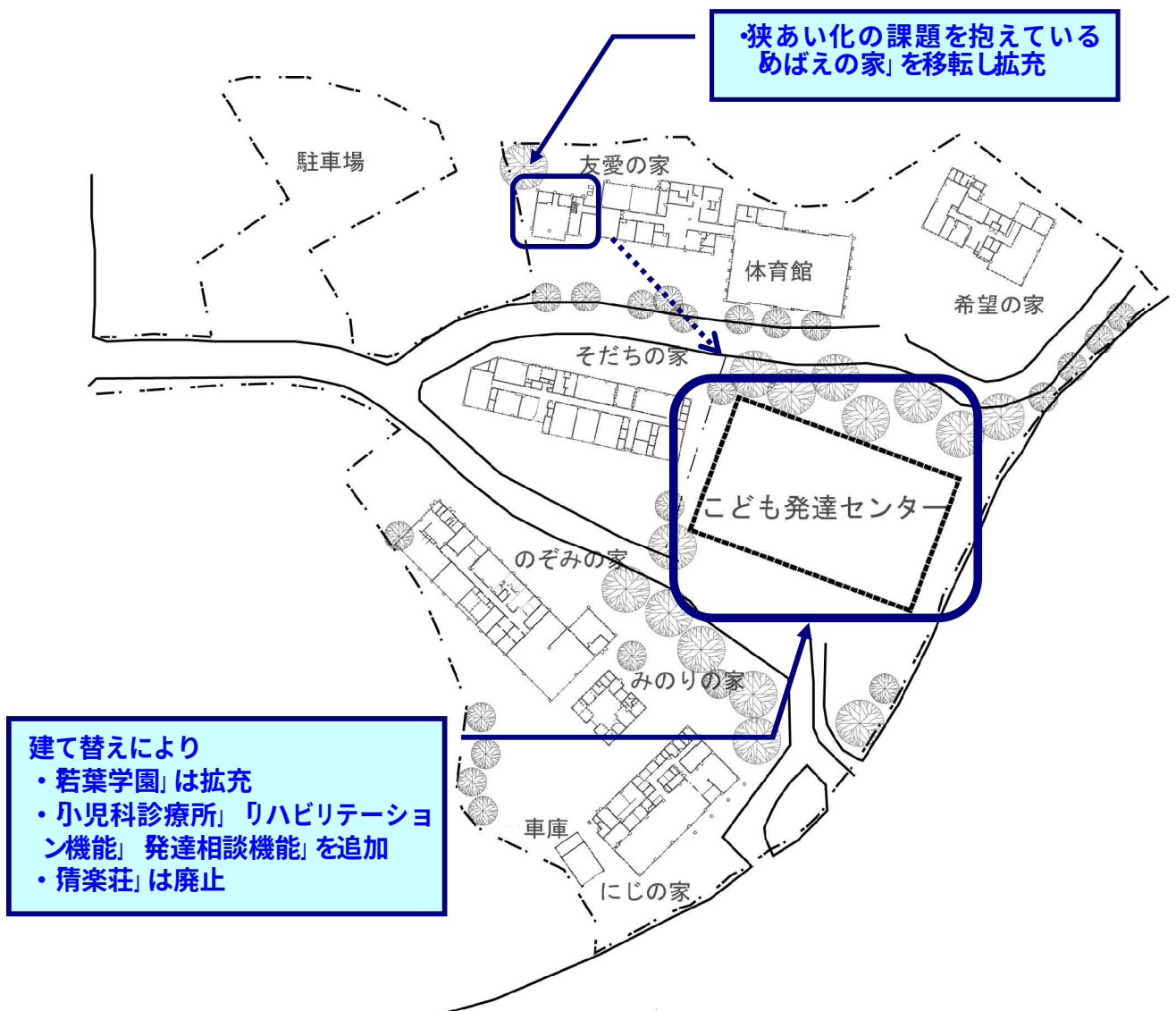
(2) 施設の配置（ゾーニング）

発達障がい児支援体制の強化、地域に開かれた施設づくりなどに向け、福祉の村の抜本的強化を図るため、施設配置を以下の通りとします。

まず、老朽化の進む既存の「若葉学園・清楽荘」を取り壊し、「清楽荘」を廃止します。新たな建物は、「若葉学園」と狭あい化の課題を抱えている「めばえの家」を移転し拡充します。また、発達障がい児支援強化が緊急課題であることから、「発達障がい専門相談機能」、「小児科診療所」、「リハビリ機能」を有する複合施設として「(仮称) こども発達センター」に建て替えます。ここまでを第1期事業として考えます。

福祉の村の施設配置

〔第1期事業施行後の姿〕



第2期事業以降については、まず、ニーズが多く寄せられている「みのりの家」、「にじの家」を増改築し、各機能を強化します。

次に、既存建物の耐用年数や設備等に考慮しつつ、順次「友愛の家」、「体育館」、「希望の家」の建て替えを行います。

新「友愛の家」は、交流機能や相談機能を拡充するため、新「希望の家」は、現在の「のぞみの家」の一部の利用者の移動も想定した就労支援機能の拡充を図るため、ともに床面積の拡充を図ります。

新「体育館」は、現行程度の床面積を想定します。

これらの事業を進めていくためには、施設の複層階化を検討するとともに、一定割合の緑の確保や、不足している駐車場の拡充を検討する必要があります。また、建て替え期間中の仮設施設の確保等も必要となります。

福祉の村の施設配置

〔第2期以降の事業施行後の姿〕



3 各施設の今後のあり方

(1) 「めばえの家」・「若葉学園」

① 「めばえの家」・「若葉学園」の合築施設を新設

「めばえの家」は、300 m²足らずの面積に定員 30 人、さらに母子通園であるので単純に倍として 60 人、プラス職員 9 人がひしめいています。家族によっては、兄弟姉妹も一緒に通園しています。スペースが確保できないため、療育と食事の場所が一緒になっており、昼食時に机を出すと立錐の余地がない状況になっています。また、本来、相談室として使用すべき部屋もプレイルームとして使用しており、独立した相談室が確保できていません。平成 21 年 7 月に友愛の家の一部を改装して「めばえの家」のプレイルームとして約 40 m²弱の面積を拡張しましたが、需要に見合った抜本的拡張が必要な状況に変わりはありません。

通園児には、肢体不自由児も知的障がい児も「軽度発達障がい児」もありますが、物理的な制約で同じ場所で療育を行わざるを得ない現状もあります。

一方、「若葉学園」については、2 階が「清楽荘」になっており、吹き抜けになっているため、カラオケやテレビの音が漏れてきたりといった療育環境の粗悪さがあります。また、玄関ロビーが屋内遊戯室に活用されており、使い勝手の悪さが現場の声としてあがっています。

先のアンケートにおいても、「めばえの家」や「若葉学園」の療育環境について多くの要望が寄せられており、施設整備に対するニーズの高さが伺われます。

また、「清楽荘」・「若葉学園」がある施設は、昭和 49 年に建設されており、築 36 年が経過しております。平成 16 年に耐震診断を行い、構造計算上では耐震性に問題ないと診断されていますが、コンクリートの劣化・付帯設備の老朽化が懸念されています。全体的に室内が暗く、明るくしてほしいという声もあります。

国の指針による耐用年数である 47 年にも近づいており、早急の建て替えが必要となります。

このため、現在の「清楽荘」・「若葉学園」がある建物を取り壊し、「めばえの家」、「若葉学園」の合築施設を新設することにより、「めばえの家」の狭あい化、「若葉学園」の老朽化を解消していきます。

② 利用可能人数を拡大

「めばえの家」の定員については、法令上の基準がありません。施設整備の規模、財政状況などにもよりますが、市内で不足している児童デイサービス事業を充実するため、定員を増員していきます。なお、児童デイサービス事業では、定員の 1.25 倍までサービ

ス提供することができます。

一方、「若葉学園」は、現在のところ、定員を上回る需要はありませんが、発達障がい児が増加傾向にあることから、各プレイルームの間取りに余裕を持たせることや、会議室など、転用可能な部屋を確保することにより、将来的な需要拡大に対応できるあり方を目指します。

(2) 「そだちの家」・「のぞみの家」・「希望の家」

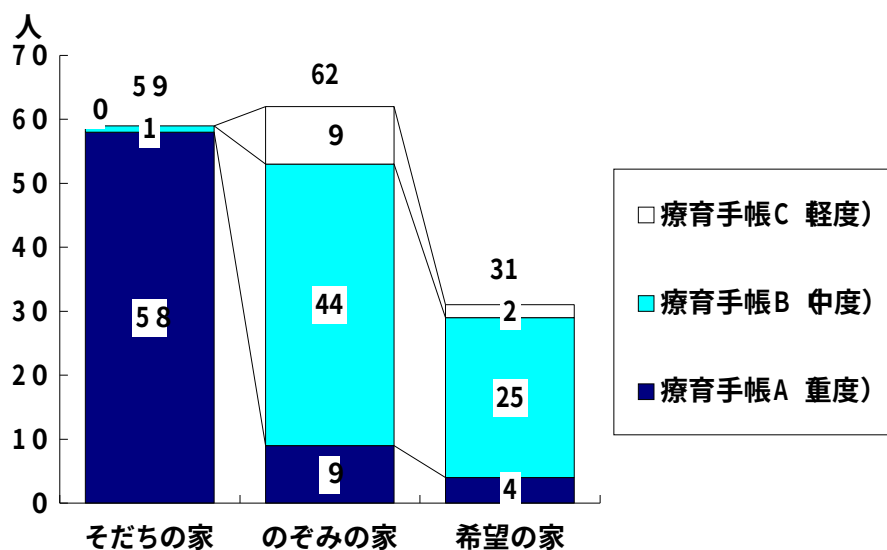
① 生活介護機能を拡充

「そだちの家」・「のぞみの家」・「希望の家」は、平成20年度まで、ともに知的障害者福祉法上の通所施設として主に中重度の知的障がい者の日中活動を支えてきました。

法制度上は、「のぞみの家」・「希望の家」は、中軽度の知的障がい者への就労等を提供する施設、「そだちの家」は、重度の知的障がい者への生活介護、日中活動を提供する施設という位置づけであり、療育手帳の区分をみても、「のぞみの家」・「希望の家」の通所者はBが7～8割でA・Cがあとの2～3割という構成であるのに対し、「そだちの家」の通所者は1人を除いて全員がAという状況です。

重度の知的障がい者は、こうした福祉施設以外に日中を過ごせる場所は、極めて限られています。特別支援学校の先生や保護者からは、「福祉の村」での重度の知的障がい者の受け入れの拡充に強い要望があります。通所者にとって、日中活動は、いきいきと生活していくために不可欠であり、重度の知的障がい者の通所サービスの充実に努めています。

通所者の手帳区分（平成20年度）



② 就労移行支援機能を拡充

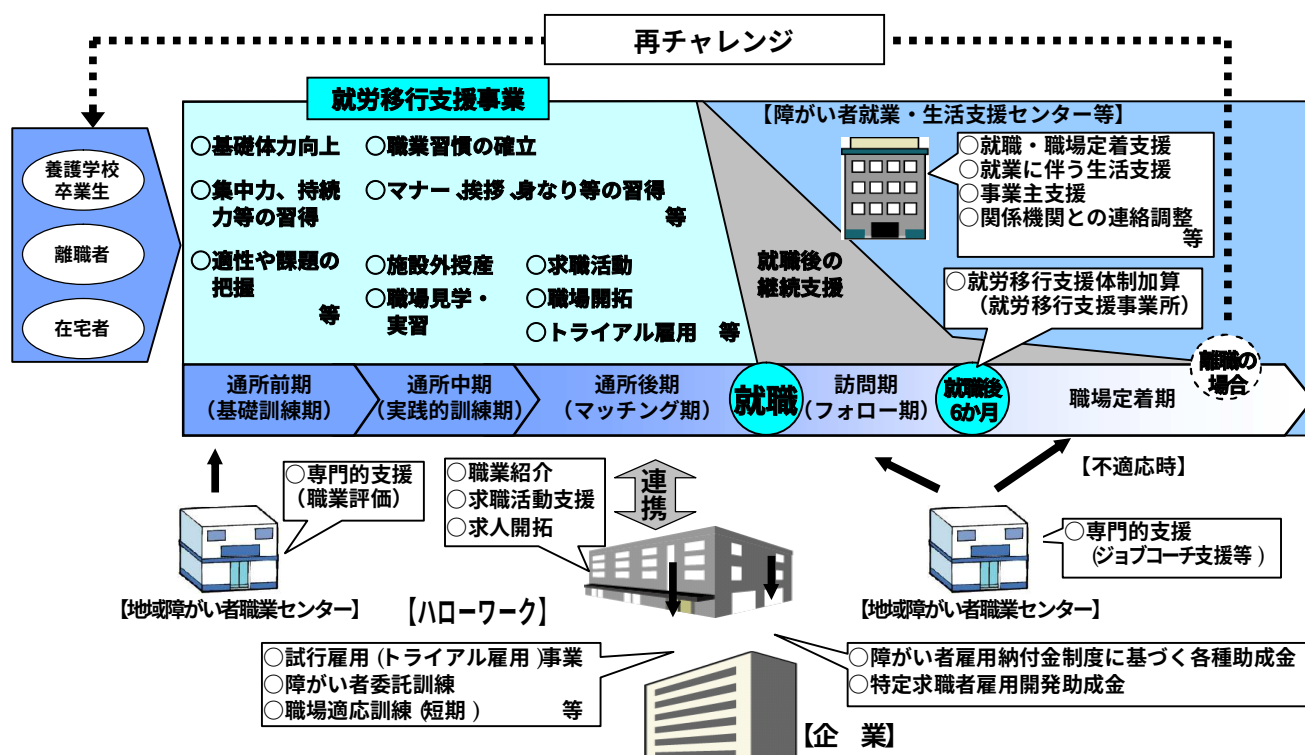
一方、3施設は、平成21年度から障害者自立支援法上の通所施設（日中活動系サービス）に移行しました。

「希望の家」では、「就労移行支援」（定員6人）、「就労継続支援B型」（定員24人）を、「のぞみの家」では、「就労継続支援B型」（定員36人）と「生活介護」（定員24人）を、「そだちの家」では「生活介護」（定員60人）を提供しています。

障害者自立支援法では、比較的軽度な障がい者は可能な限り一般就労をめざすことを理念としており、ハローワークなどと連携しながら、2年以内に一般事業所への就職をめざす「就労移行支援」があります。

利用者の応益負担への批判から、変更や廃止の可能性もありますが、この「就労移行支援」の枠組みは、否定する考え方がないことから、おおむね踏襲されるものと考えられます。

〔参考〕「就労移行支援」の枠組み



資料：厚生労働省「障害者白書（平成18年版）」

「就労移行支援」は、市内では、「希望の家」（定員6人）、社会福祉法人愛恵協会「社会就労センター舞木ワークス」（定員6人）の2カ所（定員12人）のみで実施されています。

こうした背景から、「福祉の村」では、市内でも供給体制が不足している「就労移行支援」についても強化を図っていきます。

また、受け入れ人数の量的な拡充のほか、一般就労移行にむけた相談・コーディネート機能の強化に努めていきます。

③ 新法の枠組みに沿った形で機能を再編

一方、施設を管理・運営している「市福祉事業団」へのヒアリングでは、「のぞみの家」において、「生活介護」と「就労継続支援」を併行して実施していることが課題としてありました。定員60人の大型事業所が「多機能型」と呼ばれるこの運営形態をとっているケースは全国でも稀で、既存の3施設のハード面や職員体制などの枠組みをできるだけ変えずに、新法のサービス区分に移行したため、利用者にとって最もふさわしいあり方でのサービス提供が難しい場面もみられるようになっていきます。

また、3施設の建築年度は、「希望の家」の昭和55年を筆頭に、「そだちの家」が昭和61年、「のぞみの家」が平成3年であり、順に更新・リニューアル時期を迎えています。

このため、こうした更新・リニューアルも視野に入れながら、3施設のあり方を介護系と就労系に再編していきます。

<機能再編の案>

【現行】		【案】	
施設	事業	施設	事業
希望の家 (多機能型)	就労移行支援	就労系施設 (多機能型)	就労移行支援
	就労継続支援B型		就労継続支援B型
のぞみの家 (多機能型)	就労継続支援B型 生活介護	介護系施設	生活介護
そだちの家	生活介護		

定員については、要望の多い「就労移行支援」と「生活介護」を増とし、「就労継続支援B型」の具体的な定員数は、市内施設の新法移行及び整備状況をみながら検討していきます。

(3) 「友愛の家」・「体育館」

① 長期的には建て替えが必要

「友愛の家」・「体育館」はともに昭和 55 年の開設で、築後 30 年を経過しています。アンケートでは老朽化や狭あい化を指摘する意見もみられ、長期的には建て替えが必要な施設です。

「友愛の家」は、障害者自立支援法施行後は、3 障がい共通のサービス提供を法的に保障するために、同法上の「地域活動支援センター」の位置づけも付加されましたが、身体障害者福祉法上の「身体障がい者福祉センター」として長い歴史をもつ施設です。

生花・書道など、講座受講型の利用形態が中心で、開設まもない時期から通い続けている方も多く、利用者層は 70～80 歳代がほとんどを占めています。

建設当初の昭和 50 年代頃は、ノーマライゼーションの理念が現在ほど普及しておらず、また、類似機能をもつ公的施設も限られていたことから、岡崎市が身体障がい者に利用を限定した福祉センターを運営することは非常に有益であったと言えます。今日においても、障がい者の社会参加促進の観点から、講座受講中心の当センターの趣旨は非常に重要ですが、一方で、施設の老朽化が利用者の固定化を助長するとともに、他の機能の付加を阻害していることから、長期的には抜本的再編が必要な施設と位置づけられます。

「友愛の家」の更生相談・講座利用状況

年度 種別 区分	18 年度		19 年度		20 年度	
	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)
更生相談	12	12	12	15	12	19
機能回復訓練	61	1,080	0	0	0	0
水泳	38	732	38	774	39	827
友愛（絵手紙、体操等）	60	1,038	123	2,334	123	4,555
生花	20	336	20	394	21	396
短歌	9	52	12	80	10	102
書道	19	256	20	317	21	355
ペン習字	20	272	22	315	19	308
墨絵	22	167	23	206	23	194
編物	20	139	22	147	19	119
編物（視覚障がい者）	9	19	12	26	11	32

※機能回復訓練は平成 18 年 9 月までで、10 月からは友愛講座に変更

一方、「体育館」は、「友愛の家」ほど古さを感じさせない造りであり、耐震性も基準をクリアしています。障がい者団体や「清楽荘」利用者等が精力的に利用し、稼動状況も高くなっています。しかし、冷暖房を完備していないため、体温調整が難しい方が利用できないなど、長期的には設備更新が必要な状況です。「めばえの家」、「友愛の家」を含め、一団として他の機能への転換を図るか、体育館機能としてリニューアルするか、両方のあり方が考えられます。

② 障がい者の幅広い相談・交流機能を付加

「友愛の家」・「体育館」は長期的には建て替えを進めていきますが、短期的には現行施設を有効活用し、福祉施設としての役割を向上させていくことが重要です。

アンケートやヒアリングによると、「福祉の村」全体では、相談機能が弱いこと、利用者が限定されていること、精神障がい者へのサービス機能が弱いことなどが課題として浮かび上がります。

「めばえの家」・「若葉学園」が障がい児の施設、「にじの家」が重度の身体障がい者（重複重度障がい者）の施設、「そだちの家」・「のぞみの家」・「希望の家」・「みのりの家」が主に知的障がい者の施設であり、これらがいずれも固定した利用者に定型的なサービスを提供する施設であることから、「友愛の家」・「体育館」の場所において、「福祉の村」に足りない機能を付加していくことが、最も望ましいあり方だと考えられます。

そこで、「友愛の家」では、現在有する機能に加えて、障がいの有無を問わず誰もが集える沙龙的な居場所としての機能、情報提供機能、障がい者の就労・在宅生活等に関する総合的な相談機能を付加していきます。

また、若者も含め誰もが気軽に集い、お茶を飲む交流の場、授産製品を陳列・販売するコーナー、障がい者を支えるボランティアの育成・コーディネート機能、障がい者団体や障がい者支援に携わる職員が研修や総会、発表会等を行う場、ピアカウンセリングも含め気兼ねなく悩みの相談をする場、といったことを本格的に実施するためには、現在の「友愛の家」ではハード的に難しいため、建て替えを検討していきます。

特に、「福祉の村」の利用がほとんどない視覚障がい者・聴覚障がい者も利用できるように、備品等の設置（点字図書なども含む図書、視覚障がい者対応パソコン、字幕テロップ装置、文字情報装置、磁気誘導ループ等）もあわせて検討していきます。

(4) 「にじの家」・「みのりの家」

① 重複重度障がい者の通所サービスを将来的に拡充

「福祉の村」では、「にじの家」が重複重度障がい者の通所機能を担っています。現在、定員は20人ですが、入浴サービスがあるため、利用ニーズが高く、平成20年度実績によると、利用者の6割強の方が入浴サービスを利用しています。

「にじの家」の利用状況をみると、常時定員ほぼ一杯の状態であり、登録者は週2～3日通所しています。

在宅で重複重度障がい者が利用できる「にじの家」のような施設は、市内はもとより、県内でも不足している状況であり、ヒアリング等でのもっと利用日数を増やしてほしいという声などを合わせて考えると、「にじの家」を拡充していくことが必要です。

そこで、トイレの増設や支援場所確保など施設的な課題もありますが、定員を増やすことを検討していきます。

② 緊急時、一時的に対応できる宿泊機能の強化

「福祉の村」には、宿泊体験施設として、「みのりの家」があります。しかし、構造上の問題により、同じ日に異性が宿泊することができないことや、定員が5人と少ないこと、車いす利用者に対応できていないなどの問題があり、宿泊機能の改善が必要です。

一方、アンケート等では、緊急時、一時的に対応できる宿泊施設の要望が高く、そうしたニーズに対応していくことの検討も必要となります。

そこで、「みのりの家」を増改築することにより、定員増を図るとともに、知的障がい者のみならず「医療的ケアを伴わない障がい児・者」がより多く宿泊体験できるよう検討します。

また、施設の増設により、男女を問わず、緊急時に一時的に宿泊することも可能となるよう検討していきます。

「みのりの家」を障害者自立支援法上の「短期入所」として運営していくことは、受給者証が発行された方しか利用できないなど利用者が限定されるため、市内在住の障がい者が幅広く利用できる市独自の事業として今後も進めていきたいと考えています。

③ 増改築による各施設の連携

「にじの家」における将来的な定員の増強、「みのりの家」における宿泊機能の強化に対応するためには、既存の各施設の容量では限界があります。これらを実現していくためには必然的に施設の増設や機能再編が必要となります。

そこで、立地的な条件を加味しながら効率的な運営を勘案してみると、宿泊機能の強化に対応するため「みのりの家」を増改築し、あわせて、「にじの家」の利用者も利用できるような構造を検討します。

4 精神障がい者支援のあり方

(1) 相談機能の充実

市内の精神保健福祉手帳保持者は約 1,800 人で、年々増加傾向にあります。また、手帳を取得していない精神障がい者もいます。

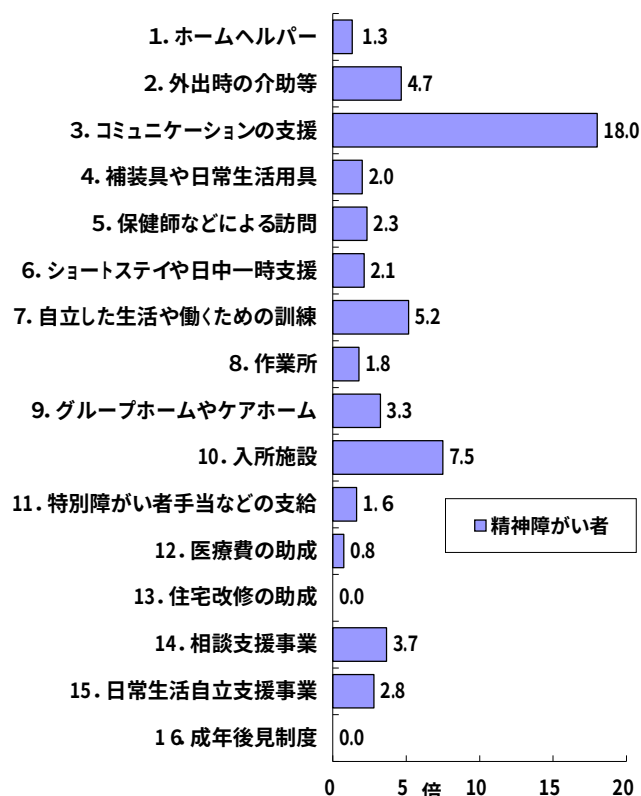
精神障がい者福祉は身体障がい者福祉、知的障がい者福祉と比べ、制度の確立が遅れてきた面があり、引き続き全体的な底上げが求められます。

現在、「福祉の村」には主に精神障がい者を対象とした施設や事業はなく、「福祉の村」内にそうした機能を付加していきます。

昨年度実施した障がい者基本計画策定のためのアンケートによると、精神障がい者の福祉サービスのニーズは、「コミュニケーションの支援」や「入所施設」、「自立した生活や働くための訓練」、「外出時の介助」、「相談支援事業」、「グループホームやケアホーム」、「日常生活自立支援事業」などで高い伸び率を示していました。

このうち、「コミュニケーションの支援」、「相談支援事業」については、「福祉の村」に精神障がい者の相談・交流機能を設置することで、充実が期待できます。

生活支援サービスの利用希望者の伸び率（利用希望者÷利用人数）



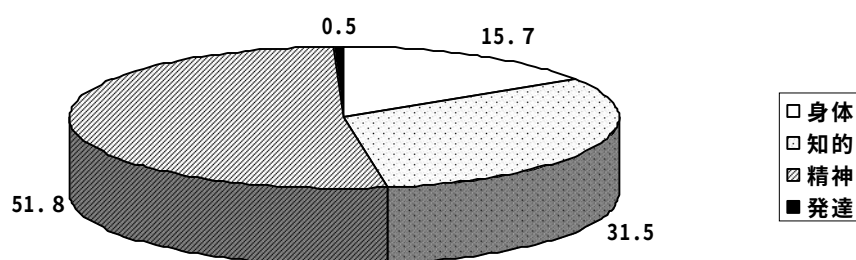
資料：「障がい者福祉に関するアンケート」（平成20年7月実施。精神障がい者の回答者数=116）

現在、市内の精神障がい者を対象とした指定相談支援事業所は4カ所（「岡崎市社会福祉協議会」、「生活支援センター山中」、「岡崎自立生活センターぴあはうす」、「あちーぶ」）で、全相談支援事業所の相談件数の半数が精神障がい者からのものとなっています。

市内の相談支援事業所の状況 <平成21年12月実績>

指定事業所	相談件数／月	訪問含む)
		内精神障がい者
岡崎市社会福祉協議会	468件	146件
生活支援センター山中	552件	463件
岡崎自立生活センター ぴあはうす	135件	21件
あちーぶ	340件	132件
第二青い鳥学園	12件	0件
合 計	1507件	762件

平成20年度の障がい別相談割合（％）



「福祉の村」では、各相談支援事業所や福祉サービス事業所、保健所などが医療機関と連携しながら、精神障がい者への専門相談を実施していきます。

(2) 交流機能の充実

ヒアリングやアンケートにおいては、相談機能に加え、気軽に過ごせる居場所の確保に強いニーズがありました。

市内には、主に精神障がい者を対象とした福祉サービス事業所として、就労継続支援B型事業所6カ所（「ステップやまなか」、「愛恵ワークス」、「舞木ワークス」、「ワークスあおい」、「かもみいる」、「おてつだい」）のほか、生活訓練施設「援護寮あい」、地域活動支援センター「生活支援センター山中」があります。

このうち、不定期に、作業等を強いられることなく精神障がい者が出向ける場所としては、「生活支援センター山中」がその役割の一部を担っています。精神障がい者数が増

加している現状を鑑みると、「福祉の村」で居場所を提供することは有意義であると考えます。

そこで、新「友愛の家」に位置づけるサロンの中で、交流機能を付加していきます。

(3) 啓発・学習機能の充実

ヒアリングの中で、「精神障がいには中学生から高校生で兆候があるので、早期発見のためには学校の先生にもっと理解してほしい」という意見がありました。

これは、精神障がいに限ったことではありませんが、保育園・幼稚園・学校のみならず、福祉サービス事業所・医療機関など、あらゆる機関で働く方が、障がい者支援についての知識・技術等を体系的に頻回に学ぶことが必要です。

そのため、「福祉の村」に、障がいについての啓発機能や研修機能を付加していきます。

5 (仮称) こども発達センターのあり方

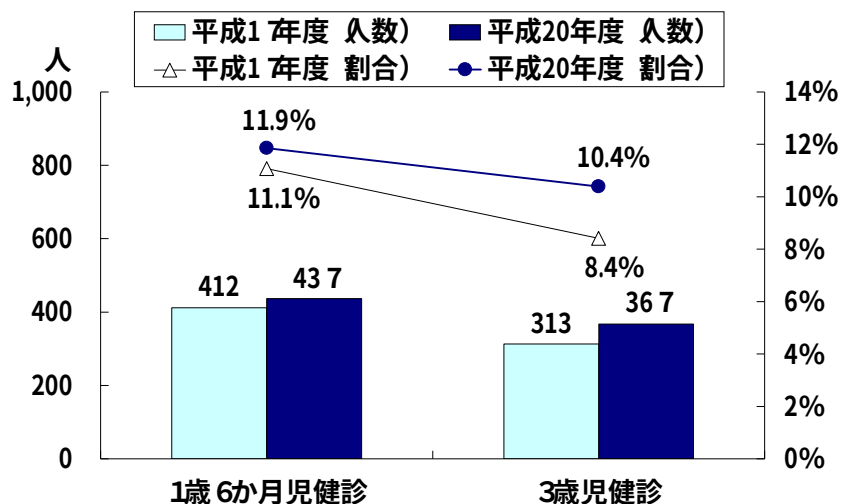
(1) 「(仮称) こども発達センター」の対象者数の検討

平成 20 年度の岡崎市の乳幼児健診結果をみると、「精神発達障がい・機能障がい」について「要経過観察」以上（「要経過観察」「要精密検査」「要医療」「要継続医療」）と判定された乳幼児は、1 歳 6 か月児健診では 437 人（11.9%）、3 歳児健診では 367 人（10.4%）でした。

このうち、特に、知的障がいや発達障がい疑われるなど、「(仮称) こども発達センター」での相談・診断が求められる子どもは、「要経過観察」の一部と「要精密検査」の幼児で、毎年約 100 人程度いると想定されます。

そのほか、「(仮称) こども発達センター」での相談・診断が求められる子どもは、重複計上を控除すると、小児科医からの紹介分が約 150 人、「子ども発達サポート事業」から約 50 人、保育園 幼稚園の「気になる子」が約 200 人で、最大 500 人規模になると想定されます。

乳幼児健診で「精神発達障がい・機能障がい」が「要経過観察」以上の子どもの数と、対受診者割合



新規相談や初期診断対象者数の想定（概算）

区 分	人 数
小児科医からの紹介	約 150 人
1 歳 6 か月児・3 歳児健診での要経過観察者の一部と要精密検査者	約 100 人
「子ども発達サポート事業」で医師が相談を受けた子	約 50 人
市内保育園で把握する「気になる子」	約 120 人
市内幼稚園で把握する「気になる子」	約 80 人
合 計	約 500 人

※平成 20 年度実績をもとに重複を控除して積算

(2) 「(仮称) こども発達センター」の3つの基本方針・5つの機能

発達障がいを早期に発見・診断し、適切な療育・発達支援を行うことは、保護者の不安軽減や養育力向上の効果ともあいまって、その子のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。

そのため、「(仮称) こども発達センター」は、以下の3点を基本方針とし、以下の5つの機能を考えていきます。

「(仮称) こども発達センター」の3つの基本方針

- ① 早期の発見、診断、療育
- ② 保護者も含めた包括的な支援
- ③ 地域療育の向上を目指した関係機関との連携強化

「(仮称) こども発達センター」の5つの機能

- 1 (仮称) こども発達相談センター【こども発達センター相談部門】
発達障がいについての医療相談や事後相談、保健所・保育園・幼稚園・学校など関係機関とのコーディネートを行う。
- 2 (仮称) こども発達診療所【こども発達センター診療部門】
主に軽度の発達障がいの診察・診断を行う。
- 3 (仮称) こども発達センター療育部門
診療後の医師からの指示によるリハビリテーションや、保育園、幼稚園からの外来療育も行う。
- 4 めばえの家
0～2歳児の母子通園型の福祉的な療育（児童デイサービス）を行う。
- 5 若葉学園
3～5歳児の母子分離型の福祉的な療育（知的障がい児通園施設）を行う。

(3) 相談・発見、診断、療育の各ステージの支援体制

岡崎市における、発達障がい相談・発見、診断、療育の各フェーズの支援体制と、「(仮称) こども発達センター」の役割は、以下の「子どもの発達支援体制」のように考えています。

① 相談・発見

相談・発見は、①保護者からの申し立て、②「1歳6か月児・3歳児健診」での精密検査や「子ども発達サポート事業」から「ひよこの会」などの事後指導教室、「スワンの会」などにつないで、「小児科医（発達フォロー協力医）」などに紹介される流れ、③保育園や幼稚園で保育士などが気づくものの3パターンが基本になっています。

保健所の「子ども発達サポート事業」は、「子どもの発育・発達に関して気軽に相談できる場」として幅広く周知し、受診をためらう保護者が少なからずみられる状況の中で、医師による診察と適切な療育につなげていくために、保護者の理解が得やすく、より相談を受けやすい体制を構築するなど、事業の一層の充実を図ります。

一方、「(仮称) こども発達センター」は、センター内の小児科医や、地域の「小児科医（発達フォロー協力医）」などと密に連携しながら、発達障がいに関する相談の専門性を高めるとともに、発達障がい分野において、保健所、こども部などとの「相談・発見のネットワークの構築」を先導していきます。

また、診察後の療育相談や発達上で気になることに対しても、気軽に利用できる相談の場の提供に努めるとともに、保健所・保育園・幼稚園・学校など関係機関との連絡調整、相談支援事業所のコーディネートを行います。

② 診断

診断は、小児科主治医による診察後、さらに精密な診断が必要な場合、専門医療機関を受診していただくことになります。

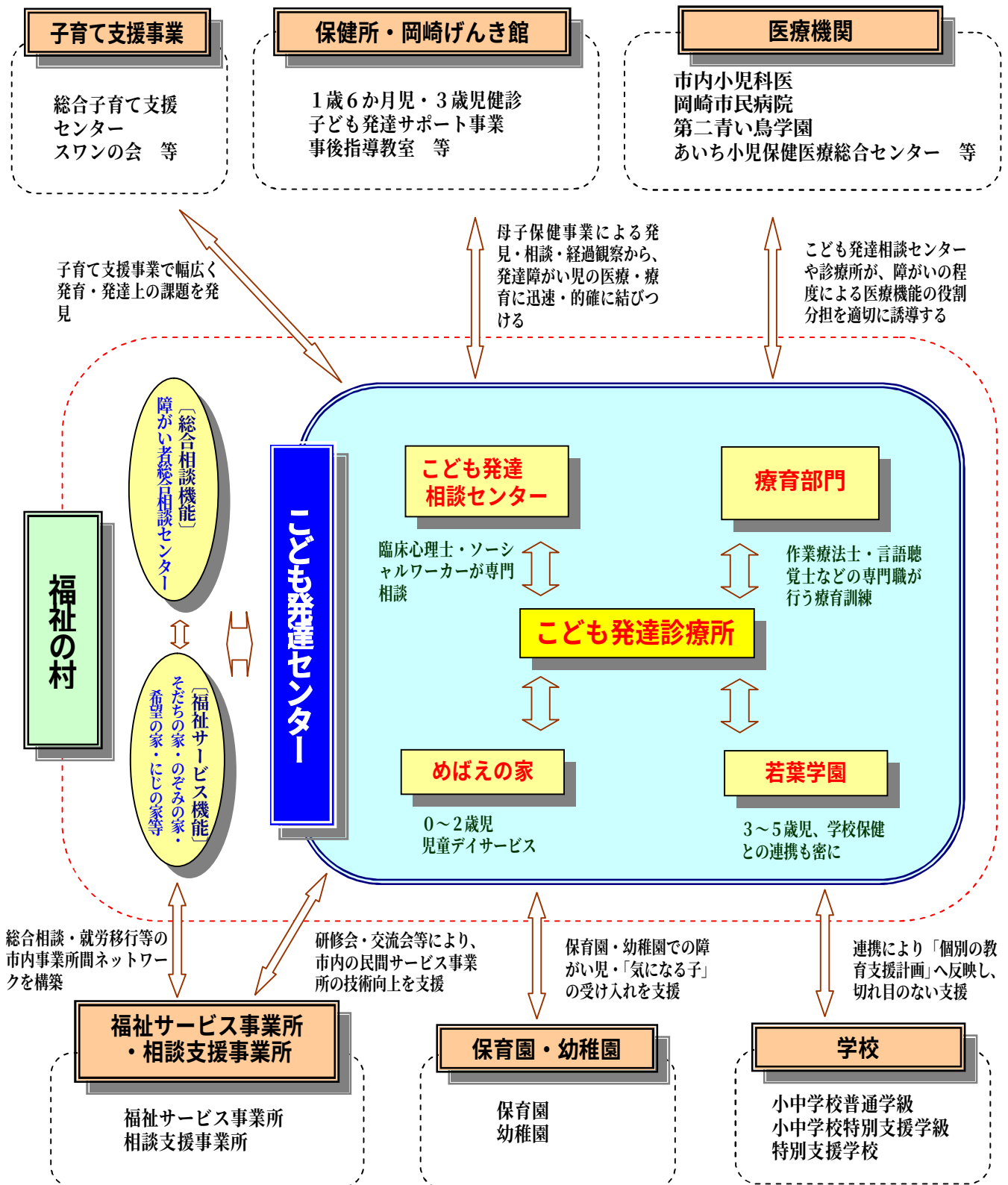
紹介による振り分けにより、「(仮称) こども発達診療所」は、軽度の発達障がいレベルの子どもを中心に診断を実施していきます。精密診断の結果は、紹介を受けた小児科主治医（発達フォロー協力医等）のもとに報告され、療育やフォロー診療につなげていきます。

③ 療育

療育は、「(仮称) こども発達センター」内の「めばえの家」、「若葉学園」に加え、「(仮称) こども発達診療所」に併設する療育部門で、療育訓練を実施します。ここでは、同診療所の医師だけでなく、小児科主治医（発達フォロー協力医等）のオーダーによる療育にも対応していきます。

また、各保育園・幼稚園に通園しながら療育訓練ができる場を提供するとともに、「障がい児等療育支援事業」などを活用しながら、障がいのある子どもの通う保育園・幼稚園等に直接出向いて指導・支援を行っていきます。

子どもの発達支援体制



(4) 医療機関のあり方

発達障がいに対する専門医による早期の正確な診断・診療は、その後、その子どもにとって本当に必要な療育を適切な時期に、継続的に受けることにつながり、その効果も格段に上がることが期待できます。

さらには、診断・診療によって保護者の不安も軽減され、その子どもの育児を前向きに行えることにもつながることが期待できます。

専門医による正確な診断が遅れば、福祉サイドによる療育・発達支援を受ける機会を失うことにもなりかねません。

岡崎市の発達障がい児の医療については、「第二青い鳥学園」や岡崎市民病院の外来、市内の小児科医院、その他「あいち小児保健医療総合センター」（大府市）などが担っています。

いずれも、全国的な小児科医療そのものの不足傾向に加え、発達障がい児の増加傾向から、過度な需要過多の状況となっています。

例えば「第二青い鳥学園」は、本来の肢体不自由児施設の役割に加えて発達障がい児の増加にも対応している状況であり、年間外来患者数は約1万人と施設のキャパシティを大きく超え、本来、月に1～2回程度必要なフォローアップが半年から1年に1回となるケースもあります。「あいち小児保健医療総合センター」では、初診は半年から1年待ちということも珍しくありません。

乳幼児健診で発達障がいの疑いと判定され、専門医に紹介された子どもの人数

年 度	人 数
昭和63年度から平成2年度	年平均6.3人
平成11年度から平成16年度	年平均66人
平成18年度	124人
平成20年度	約150人

※資料：岡崎市医師会小児科医会資料

※平成20年度は推計

療育における医療の重要性を鑑み、小児発達医療の岡崎市での提供体制の確保を図るため、「福祉の村」の「(仮称)こども発達センター」内に小児科医が常駐する「(仮称)こども発達診療所」を設置し、診察・診断・投薬処方と、療育(医療的リハビリテーション)を実施していきます。

「(仮称)こども発達診療所」は、地域の「小児科医(発達フォロー協力医)」とともに、主に軽度の発達障がい児専門医療を担うものとし、初診対象実人数を年間約500人と想定します。また、継続的な検査のための受診や診療後のリハビリテーションを含め、平均で1人あたり年6回受診するものとする、初診、再診あわせて年間延べ8,000人

の受診と想定します。

医療機関と位置づけるには、医療法による診療所の設置を検討していかななくてはなりません。

「(仮称) こども発達診療所」では、整形外科や耳鼻咽喉科の診断を必要とする肢体不自由児等の対応と中重度知的障がい児、重複重度障がい児の診断や療育は「第二青い鳥学園」など他の診療機関に依頼し、本所の診療科目は、常設の小児科など、軽度の発達障がいの相談や診断、療育指導を中心に行っていきたいと思います。

診療所は、予約制のみによるコンパクトな診察体制とし、機器を使った精密検査などは、岡崎市民病院との連携により対処します。

障がい児医療の役割分担

区 分	主な役割
一般かかりつけ医	一次医療
岡崎市医師会 発達フォロー協力医	軽度の発達障がい児専門医療
(仮称) こども発達診療所	軽度の発達障がい児専門医療
岡崎市民病院	三次医療、中度の障がい児医療
第二青い鳥学園	肢体不自由児、中度の障がい児医療
あいち小児保健医療総合センター	重度の障がい児専門医療

※「主な役割」は、発達障がいに関する事項のみを記載

診断の対象者数の想定（概算）

区 分（初診分）	人 数
小児科医からの紹介	約 150 人
1歳6か月児・3歳児健診での要経過観察の一部と要精密検査の子	約 100 人
「子ども発達サポート事業」で医師が相談を受けた子	約 50 人
市内保育園で把握する「気になる子」	約 120 人
市内幼稚園で把握する「気になる子」	約 80 人
合 計（A）	約 500 人

区 分（再診分）	人 数
初診を受けた後、引き続き診療（療育）が必要な子（A）×50%と推計（B）	（約 250 人）
継続診療が必要な1歳から5歳までの子（B）が年6回診療した場合	約 7,500 人

※平成20年度実績をもとに積算

このように診療所の最大診察人数を、年間で初診 500 人、再診 7,500 人と仮定した場合の提供体制は、医師 2 名、年間 240 日開設、1 日 8 時間診療、患者 1 人あたりの受診時間 40 分～90 分と仮定した場合で、1 日あたりの実利用人数は、初診が 1 または 2 人程度、再診が 16 人程度になると想定します。

〔参考〕 類似施設の診療科目の設置状況

第二青い鳥学園	豊田市子ども発達センター	豊橋市こども発達センター
小児科 小児神経疾患・発達障がい	小児神経科 小児神経疾患・発達障がい	小児科 小児神経疾患・発達障がい
児童精神科 精神発達障がい	児童精神科 精神発達障がい	児童精神科 精神発達障がい
整形外科 運動発達障がい・小児整形	小児整形外科 運動発達障がい・小児整形	整形外科 運動発達障がい・小児整形
泌尿器科 神経因性疾患	泌尿器科 神経因性疾患	
	耳鼻咽喉科 小児難聴全般	耳鼻いんこう科 小児難聴全般
歯科・口腔外科 歯科一般	小児歯科 小児歯科一般	歯科 歯科一般

6 「福祉の村」の相談機能のあり方

(1) 岡崎市の相談支援体制の現状と課題

障がい者や家族が、保健・医療・福祉の専門職に、気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

岡崎市では市役所福祉部門が、身体・知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい児・者などの第一義的な相談窓口となるとともに、「岡崎市社会福祉協議会」、「第二青い鳥学園」、「生活支援センター山中」、「岡崎自立生活センターぴあはうす」、「あちーぶ」の5カ所が障害者自立支援法の指定相談支援事業所の指定を受けサービス利用計画を作成し、あわせて市の相談支援事業の委託事業所としても、生活支援サービスの相談やコーディネート等を行っています。また、保健所を中心に、「子ども発達サポート事業」を通じて、医師、保健師、社会福祉士、臨床心理士などが日常的な相談や専門相談を行っています。

そのほか、広域でより専門的な相談を行う機関として「西三河福祉相談センター」や「ハローワーク岡崎（岡崎公共職業安定所）」、「西三河障害者就業・生活支援センター輪」などがあるほか、障がい者相談員や民生委員・児童委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

その一方、「福祉の村」は、障がい児・者に関わる施設が多数存在する障がい児・者福祉の拠点であるにも関わらず、これまでは、各施設での相談以外に専門職による相談事業は実施していません。

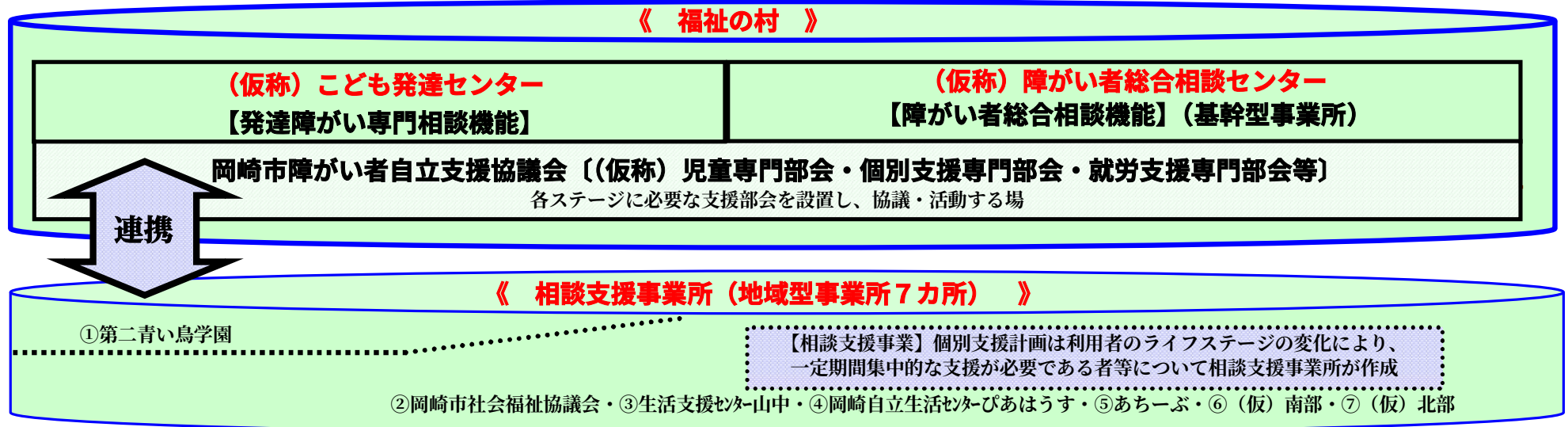
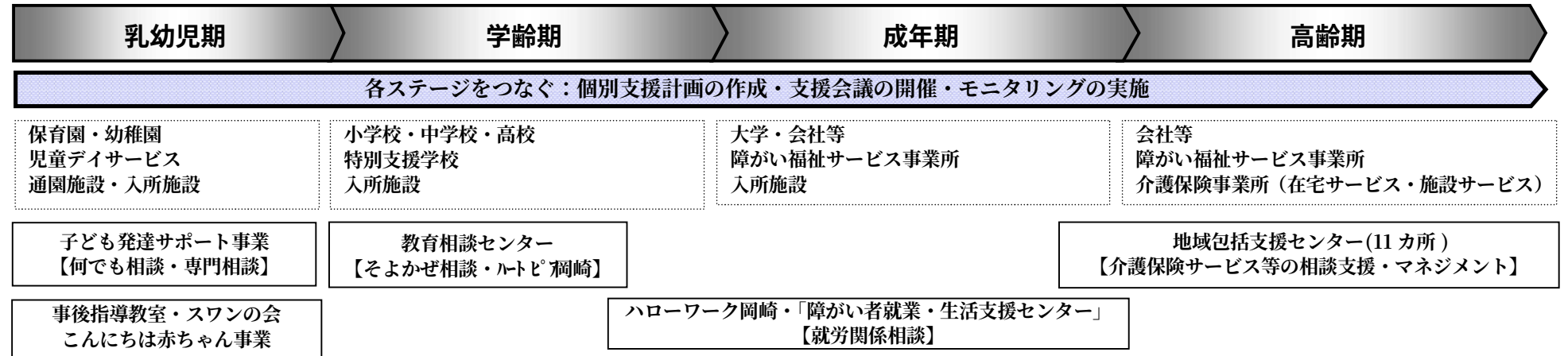
「福祉の村アンケート」においても、「福祉の村」で充実すべき機能として、「総合的な相談の場」、「常設相談室」、「育て方の指導教室」という意見が多数上げられるとともに、「発育・発達アンケート」では、「どこに相談したらよいかわからない」、「先生が本人の言動について理解が不十分」といった意見もあがっています。

(2) 「福祉の村」の相談機能の方向性

「福祉の村」では、「(仮称) こども発達センター」での「発達障がい専門相談機能」と、「友愛の家」における「障がい者総合相談機能」により、福祉の拠点として相談機能を付加していきます。

これらの機能が付加された、ライフステージ別にみた本市の相談支援体制のイメージは、次頁の通りです。

ライフステージ別にみた相談支援体制



民生委員児童委員 ・ 身体障がい者相談員 ・ 知的障がい者相談員
公的機関 （岡崎市役所 ・ 西三河福祉相談センター等）
医療機関

「障がい者総合相談」は、身体・知的・精神障がいに加え、発達障がい、高次脳機能障がいなど、障がい全体の相談機能を総括的にとらえ、気軽に相談できる窓口機能や、障がい者への情報提供機能が発揮できる体制を整えます。地域でできることは地域の相談支援事業所が対応し、「障がい者総合相談」では各相談支援事業所との連絡調整機能として、「障がい者自立支援協議会」の運営を実施し、協議を進めていきます。

「発達障がい専門相談」は、前項で示したように、「(仮称) こども発達相談センター」において、「気になる子」の発達障がいについての医療相談や事後相談、保健所・保育園・幼稚園・学校など関係機関との連絡調整、コーディネートを行っていきます。

「障がい者総合相談」・「発達障がい専門相談」とともに、相談時間・職員体制など運営の詳細は、基本計画策定時に検討していきます。

「(仮称) 障がい者総合相談センター」での相談体制の一例

項 目	内 容
相談体制	来所・電話・FAX・メール・訪問・同行・会議開催など
相談時間	週5日、8時間程度（24時間365日の相談体制をとるか否、別に検討）
相談職員	相談支援専門員：社会福祉士、精神保健福祉士、保健師 障がい当事者（ピアカウンセリング）
ハード面	共用相談室3室程度、会議室、情報提供コーナー
ケアマネジメント機能	指定相談支援事業所として、サービス利用計画を作成 生活相談全般を対応（福祉サービス、生活支援、就労、社会参加など）
地域連携機能	障がい者自立支援協議会を主催・運営
その他	目的に応じた相談を各障がい者団体の協力を得て開催

「(仮称) こども発達相談センター」の相談体制の一例

項 目	内 容
相談体制	来所・電話・FAX・メール・訪問・同行・会議開催など
相談時間	週5日、8時間程度
相談職員	社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士
ハード面	共用相談室3室程度、会議室
ケアマネジメント機能	診療・療育一体型の個別カルテを作成し、総合管理 母子保健事業、教育委員会の個別の教育支援計画とも連動
地域連携機能	市内保育園・幼稚園・小中学校の教職員等への研修を実施

7 地域福祉の一翼を担うための配慮

(1) ハード面の配慮

① ユニバーサルデザイン化の追求

現在の「福祉の村」は、「にじの家」など一部施設を除き、施設内・敷地内の段差や、エレベーターの未設置、多機能トイレや託児・授乳スペースの未整備など、誰もが使いやすい構造にはなっていない現状があります。

施設の整備にあたっては、地域に開かれた障がい者拠点ゾーンとして、ユニバーサルデザイン化を迫っていきます。

バス停へのいすの設置など、要望があるもので現在でも可能と考えられる事項は、年次計画に基づき順次改善していきます。

ユニバーサルデザイン：障がいの除去である「バリアフリー」に対して、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすいよう工夫すること。

② 共用空間の十分な確保

現在の「福祉の村」は、「清楽荘」のロビーや入浴施設を除き、不特定多数の人が出入りする共用空間が十分ではありません。

そのため、「福祉の村」全体を対象とした共用空間として、「友愛の家」の再編の際に、サロンスペースや研修室、相談室等を設けていきます。

また、「めばえの家」・「若葉学園」では、お母さんが一緒に連れてきた兄弟姉妹を遊ばせるスペースを設けるほか、生活介護施設・就労支援施設においても、通所者と訪問者が交流をしたり、授産製品や作品を販売・陳列したりするスペースを設け、地域住民が気軽に訪問できるよう工夫していきます。

③ 駐車場・サイン・景観等の配慮

「福祉の村」に市民が気軽に訪れるためには、十分な駐車場の確保が必要です。駐車場は現在でも不足傾向であり、平屋建物の2階化、3階化によるスペースの確保や、新たな用地の取得などに努めていきます。

また、地域住民が何度も訪れたいという雰囲気を作ることも重要です。各施設の整備にあたっては、わかりやすく意匠を凝らしたサインや、落ち着いた趣深い景観づくりに努めます。

(2) ソフト面の配慮

① サロンの常設

「福祉の村」に、日々、不特定多数の障がい者や地域住民が訪れ、談笑したり本を読んだり、ゆったり過ごしたりできるよう、「友愛の家」のリニューアルにあたり、喫茶コーナーを有するサロンの常設を検討します。

喫茶コーナーは、ボランティアによる支援のもと、障がい当事者が福祉的就労を行うスタイルを目指します。

また、サロンには、専門のコーディネーターと図書や音声・映像メディア、多機能パソコンなどにより、視覚・聴覚障がい者への情報提供機能、精神障がい者の交流機能、一般市民・専門職への情報提供機能を検討します。

② 多様なイベントの企画・実施

「福祉の村」では、現在でも夏祭り等のイベントが開催されていますが、共用空間を活用して、全市的な障がい者のイベントを企画・開催するとともに、各種障がい者の発表会や研修等での施設の活用を積極的に働きかけていきます。

③ ボランティアの積極的な受け入れ促進

ボランティアは、福祉の担い手として大きな役割を持ちます。「友愛の家」を拠点に、ボランティアの育成を図り、「福祉の村」各施設での積極的な受け入れを促進していきます。

④ 障がい者スポーツの拠点づくり

「体育館」は、耐用年数超過後のあり方を検討していく必要がありますが、短期的には、地域交流機能の充実が最も図りやすい施設といえます。

そのため、当面は、障がい者と地域住民の合同利用を企画するなど、「福祉の村」の地域交流機能拡大のさきがけ施設としての拠点性を高めていきます。また、車いすバスケットボールや車いす卓球、車いすテニスなど多様な活動を積極的に誘致するなど、障がい者スポーツの拠点性を高めていきます。

また、以前より、冷暖房がついていれば、総会等をひらく大会議室として使用できる、体温調節が苦手な障がい児・者も利用ができるとの意見も出ており、冷暖房設備の設置を検討していきます。

8 財政見込み

財政見込みは、基本計画策定時に具体化されますが、「(仮称) こども発達センター」の建設費及び運営費について1つのケースを仮定した試算例は、以下の通りです。

■ 「(仮称) こども発達センター」の建設費試算

＜想定＞ 延べ床面積：4,000 m² 鉄筋コンクリート造3階建

1,212 坪 (4,000 m²) × 880,000 円 = 1,066,560 千円 (外溝費除く) …①

設計・測量・地質調査など = 128,000 千円 …②

① + ② 11.9 億円 (外溝費除く)

※建築市場動向調査 2009年6月期の医療系施設の全国平均施工単価は720,000円。

※同調査における愛知県地区の最高値は880,000円。

※建築整備費は、建物の構造や使用する資材の質、施工上の配慮などによって、多分に流動的ですが、近年の一般的な施行単価から算定しました。外溝整備費や除却・養生費は含んでいません。

■ 「(仮称) こども発達センター」の運営費試算

単位：千円

◎ (仮称) こども発達診療所

＜支出の部＞

項 目	金 額	備 考
人件費	120,500	19 人
事務費	27,718	
事業費	30,772	
合計	178,990…①	

＜収入の部＞

項 目	金 額	備 考
医療費収入	94,728	
合計	94,728…②	

収支：②－①＝△ 84,262 千円…③

◎めばえの家

<支出の部>

項 目	金 額	備 考
人件費	56,787	50 人に定員増
事務費	1,984	
事業費	1,207	
合計	59,978…④	

<収入の部>

項 目	金 額	備 考
自立支援給付	38,467	50 人に給付
自己負担金	1,603	概ね 1 割
合計	40,070…⑤	

収支：⑤－④＝△ 19,908 千円…⑥

◎若葉学園

<支出の部>

項 目	金 額	備 考
人件費	72,033	
事務費	4,327	
事業費	7,181	
合計	83,541…⑦	

<収入の部>

項 目	金 額	備 考
自立支援給付	66,580	
自己負担金	5,640	
合計	72,220…⑧	

収支：⑧－⑦＝△11,321 千円…⑨

運営費収支見込額：③＋⑥＋⑨＝△115,491 千円

※「めばえの家」の収支差額△19,908 千円（⑥）、及び「若葉学園」の収支差額△11,321 千円（⑨）は、既に指定管理料として支出しています。

※「（仮称）こども発達診療所」は、収支差額△84,262 千円（③）が新規の支出となりますが、「清楽荘」廃止に伴う指定管理料（平成 20 年度決算額で 51,195 千円）が減となるため、実質増加額は 33,067 千円（平成 20 年度決算ベース）となります。

9 今後のスケジュール案

基本構想策定から「(仮称) こども発達センター」整備までのスケジュール案は、以下の通りです。

整備スケジュール案

年度	項 目
平成 21年度	◇岡崎市福祉の村基本構想（案）の策定
整備事業開始 1年度目	◇岡崎市福祉の村基本構想（案）を岡崎市社会福祉審議会へ諮問 ◇基本構想を具体化するための意見聴取 （市民・障がい者団体・福祉事業所・福祉の村職員等）
整備事業開始 2年度目	◇「岡崎市福祉の村基本計画」の策定 ◇「(仮称) こども発達センター」敷地の測量・地質調査
整備事業開始 3年度目	◇「(仮称) こども発達センター」基本設計 ◇「(仮称) こども発達センター」のサービス内容の検討
整備事業開始 4年度目	◇「(仮称) こども発達センター」の実施設計 ◇「(仮称) こども発達センター」のサービス内容の検討 ◇診療所の認可申請手続
整備事業開始 5年度目	◇「若葉学園」仮設 ◇「(仮称) こども発達センター」建築・外溝工事 ◇「(仮称) こども発達センター」開設準備事務
整備事業開始 6年度目（以降）	◇「(仮称) こども発達センター」完工、供用開始 ◇「友愛の家」など他の施設について順次整備を検討

※財政状況などによりスケジュールの変更もあります

参考資料

1 策定委員会名簿・設置要綱・審議経過

岡崎市福祉の村基本構想策定委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	選出団体等	役職等	備 考
浅井 博人	岡崎市私立幼稚園協会	会 長	
加賀 時男	特定非営利活動法人岡崎市障がい者福祉団体連合会	理事長	
片岡 博喜	愛知県西三河福祉相談センター	センター長	
蒲野 晴	岡崎市福祉事業団	事務局長	
木全 和巳	日本福祉大学	教 授	委員長
小出 義信	岡崎市医師会	会 長	
鈴木 喜代子	岡崎市社会福祉協議会	理 事	
中村 克美	岡崎地域精神障がい者家族会	会 長	
根来 民子	岡崎女子短期大学	教 授	職務代理者
早川 文雄	岡崎市民病院	医局長	
原田 雅司	愛知県社会福祉協議会	委 員	
山岡 亨	愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園	指導課長	
山高 和人	岡崎市手をつなぐ育成会	会 長	
山本 勝巳	岡崎市保育園連絡協議会	会 長	

岡崎市福祉の村基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡崎市福祉の村全体として、今日的な福祉課題に長期的に対応していけるよう、施設機能の再編・抜本的強化を図るにあたり、福祉の村基本構想を策定するため、岡崎市福祉の村基本構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡崎市福祉の村のあり方に関する事項
- (2) 岡崎市福祉の村基本構想の策定に関する事項
- (3) その他岡崎市福祉の村に関する必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 社会福祉事業所の代表者
- (4) 障がい者関係団体の代表者
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

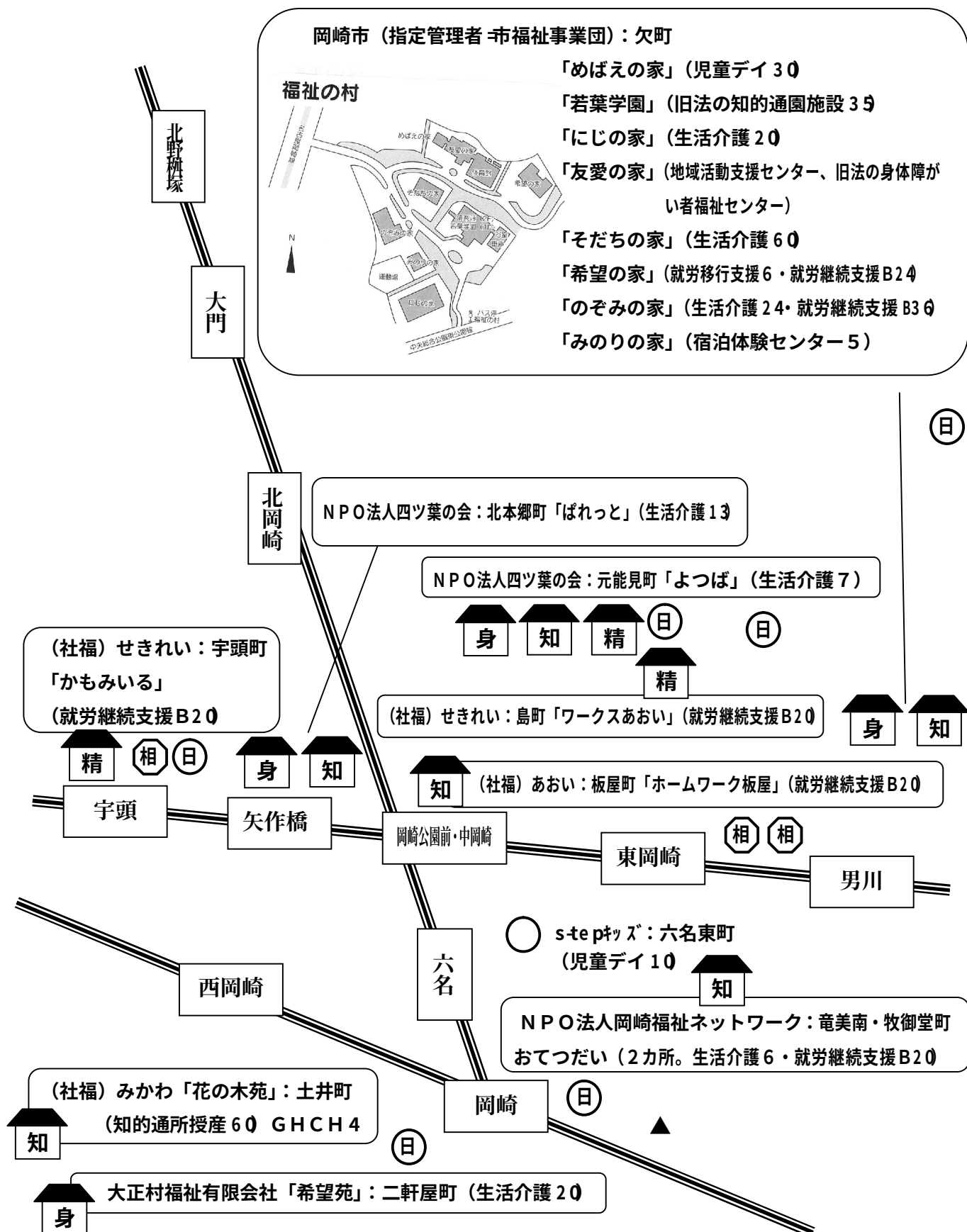
附則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

岡崎市福祉の村基本構想策定委員会 審議経過

回	日 時	議 題
第1回	平成21年6月29日（月） 13時30分～15時30分	(1) 委員長選任 (2) 福祉の村の現状及び策定委員会の役割について (3) 今後の進め方について
第2回	平成21年8月20日（木） 13時30分～15時30分	(1) 福祉サービスの現状について (2) アンケート結果について (3) 課題に対する意見交換
第3回	平成21年9月30日（水） 13時～15時	(1) アンケート・ヒアリング結果について (2) 課題に対する意見交換 ・基本構想の基本的方向性について（試案） ・その他施設（希望・のぞみ・そだち・友愛・体育館）のあり方（試案） ・精神障がい者支援をどのように考えるか（試案） ・地域に開かれた施設、地域福祉の一翼を担うための配慮（試案）
第4回	平成21年10月28日（水） 15時～17時	(1) 課題に対する意見交換 ・発達障がいへの対応、こども発達センターの設置検討（試案） ・医療機関の設置をどのように考えるか（試案） ・障がい児・者に対する総合相談体制をどのようにするか（試案） ・財政見込み（試案） ・全体の配置機能とゾーニング（試案）
第5回	平成22年1月6日（水） 15時～16時40分	(1) 岡崎市福祉の村基本構想（案）について ・全体構想のなかの清楽荘について ・めばえの家と若葉学園の規模について ・みのりの家のショートステイ及びにじの家の増員について ・財政見込み ・事業スケジュール

2 岡崎市内の障がい児・者入所・通所サービス等位置図



(社福) 愛恵協会：舞木町

「愛恵ワークス」(生活介護 20・就労継続支援 B20)

「舞木ワークス」(生活介護 12・就労継続支援 B20・就労移行支援 6)

「ステップやまなか」(就労継続支援 B20)

「生活支援センター山中」(相談支援事業・地域活動支援センター)

「西三河障害者就業・生活支援センター輪輪」

「通勤寮こいざわ」(旧法の知的通勤寮 20)

「援護寮あい」(旧法の精神生活訓練施設 20)

短期入所、GHCH3Q 障がい者共同住居 10



(社福) 竜城福祉会：中金町

「額田の村」(知的入所更生 70・短期入所) GHCH4



(主たる対象者の凡例)



身体障がい



知的障がい



精神障がい



相談支援事業所



日中一時支援事業所

▲小規模作業所 GHCH=グループホーム・ケアホーム

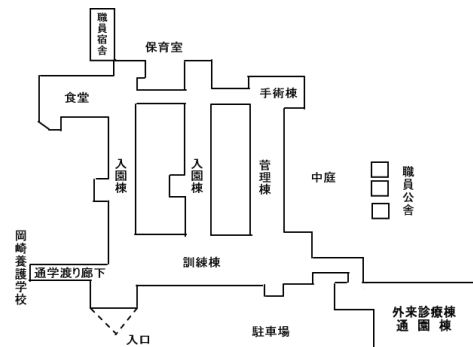
※数字は定員

(社福) 愛知県厚生事業団：本宿町

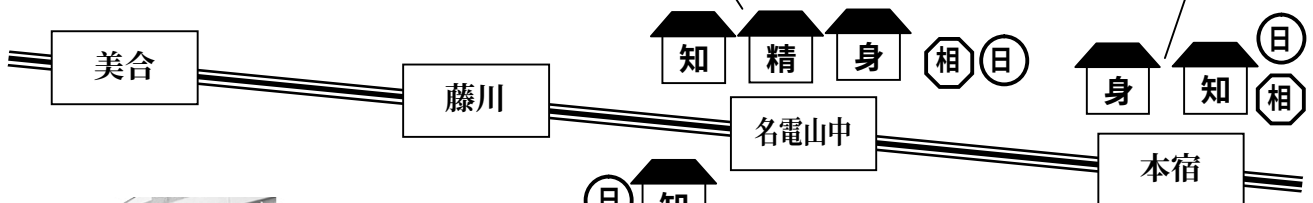
「愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園」

入園 120・通園 20・短期入所・相談支援事業・外来

診療(整形、小児、児童精神、歯、泌尿器科)



米山寮盲児部：洞町(児童福祉法上の盲児施設 10)



(社福) 愛知玉葉会：藤川町

「藤花荘」(施設入所支援・生活介護 10・短期入所)

「第二藤花荘」(知的入所更生 50・短期入所)

「サンワーク藤川」(就労継続支援 B12・生活介護 10)

GHCH11

(社福) 愛知県厚生事業団：藤川町

「愛知県藤川寮」(施設入所支援・生活介護 80・短期入所)

3 先進地等調査

① 豊田市こども発達センター

◆施設概要

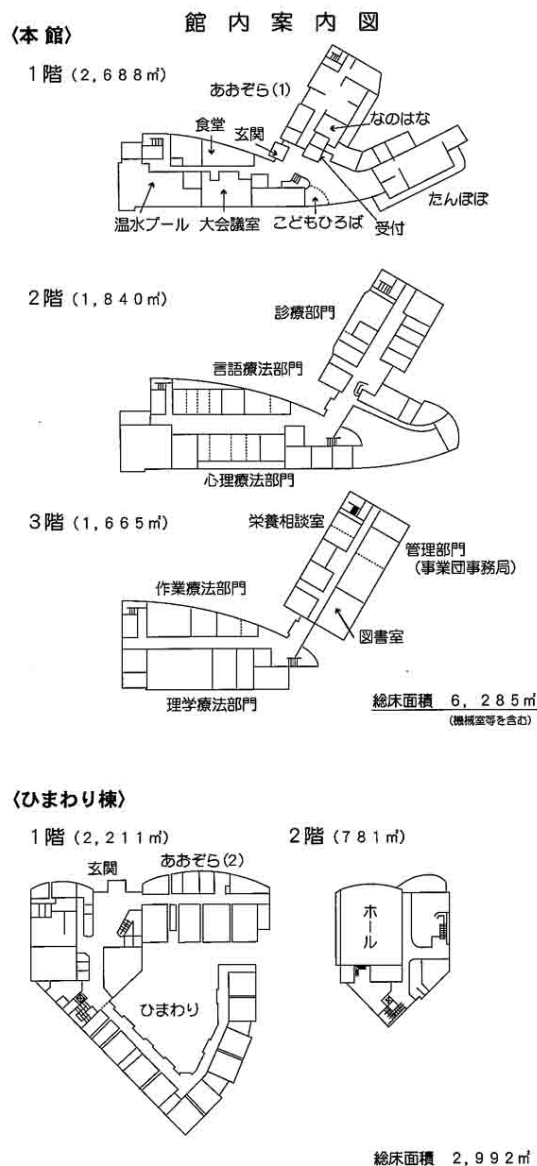
- ・平成8年4月開設。「のぞみ診療所」と、地域療育室（外来療育事業「あおぞら」、相談支援事業）、通園施設部（知的障がい児通園施設「ひまわり」、難聴幼児通園施設「なのはな」、肢体不自由児施設「たんぽぽ」、母子療育グループ「わくわく」）からなる。
- ・指定管理者として豊田市福祉事業団が運営管理している。同事業団は、こども発達センターのほか、豊田市障がい者総合支援センターも運営している。職員計245人。

◆医療について

- ・医師は常勤5人。児童精神科3人、小児整形外科1人、小児神経科1人。
- ・看護師は6人。
- ・耳鼻咽喉科は週1回、泌尿器科は月1回、ともに非常勤医師が担当。
- ・小児歯科は、ほぼ毎日開設。日替わりで5人くらいの非常勤医師が担当している。
- ・「のぞみ診療所」の職員は33人。医師5人、心理言語グループ7人、理学作業グループ10人、看護グループ6人、歯薬検グループ5人。歯薬検の内訳は、歯科衛生士2人、薬剤師1人、薬剤師1人、レントゲン技師1人。
- ・診療所の20年度収支は、収入が2億円、支出が3億円。

◆療育について

- ・相談から療育の流れは、まず、当センターの1階の相談部門で相談を受ける。そこで、診療所で診断を受けた方がよいということになると、診療所の予約をとる。診察はすぐには受けられないので、その間、外来療育事業「あおぞら」（週1～2回。「気になる子」レベルの子が通う）に通っていただく。診断が出たら、通園部門の「たんぽぽ」等に通うことになる。
- ・1階のこどもひろばは、「気になる子」だけでなく、近所の子どもなど、誰でも利用で

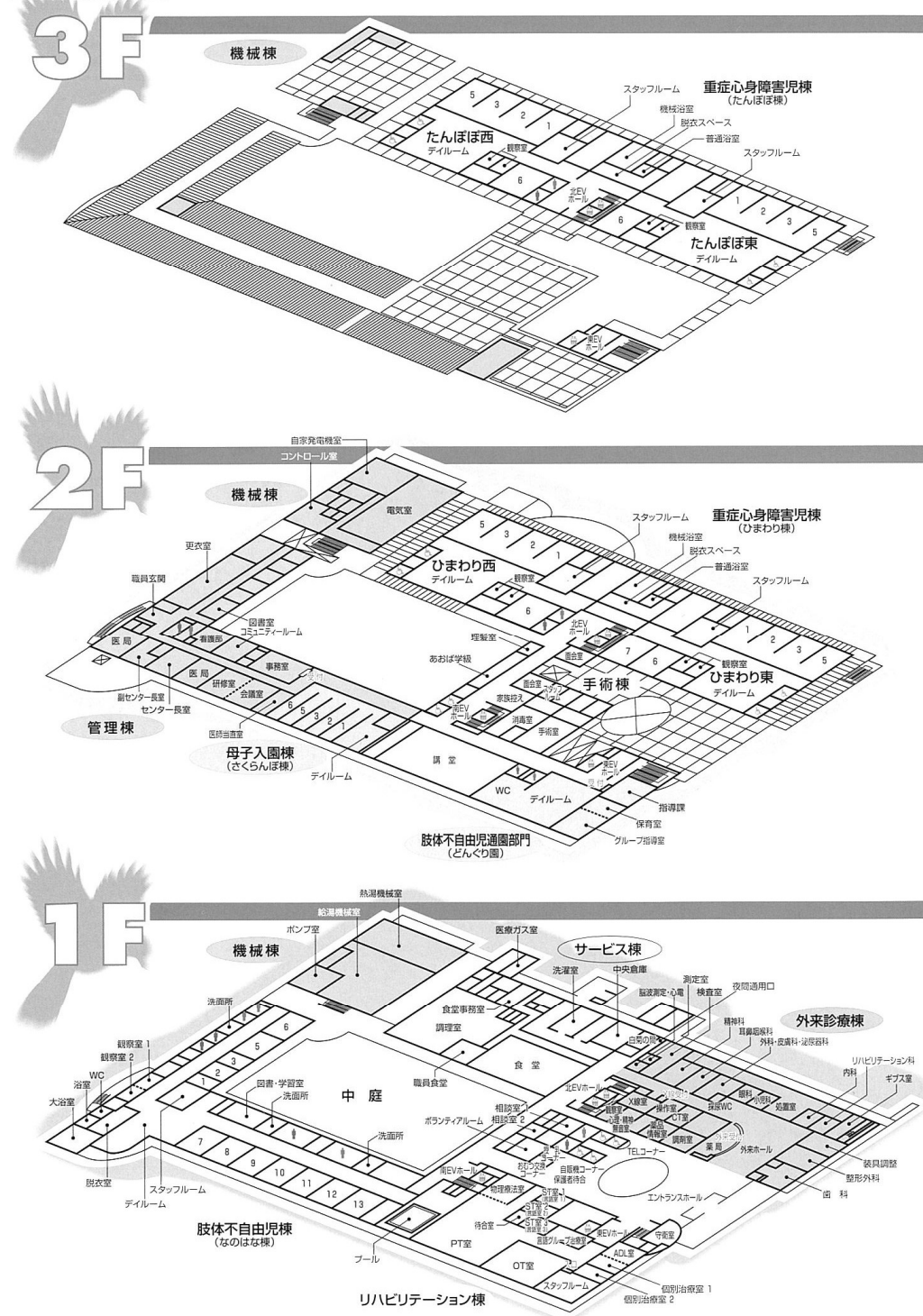


きる。午前中は、「ひまわり」、「なのはな」、「たんぽぽ」の通園児の兄弟を預かっている。基本的にボランティアにみてもらっている。

- ・知的障がい児通園施設「ひまわり」は定員 50 人に対して登録 51 人。難聴幼児通園施設「なのはな」は定員 30 人に対して登録 36 人。肢体不自由児施設「たんぽぽ」は定員 40 人に対して登録 42 人。いずれも待機者があふれて定員を増やさないというほどの状況ではない。その分を外来療育事業「あおぞら」で吸収しており、「あおぞら」は、年度末には、登録者が 500 人を超えるほどになる。こども園（保育園の豊田市での呼称）等の併行通園の形。
- ・障がい児療育等支援事業は、こども園への巡回指導や、通園施設児のこども園への 1 日体験入園などを行っている。一般相談は受けない。

② 愛知県青い鳥医療福祉センター

■全館案内図



◆施設概要

- ・昭和30年開設。平成8年全面改築。外来診療、リハビリテーション棟、重症心身障がい児施設（定員120人）、肢体不自由児施設（定員50人）、肢体不自由児通園部門（定

員 20 人)の複合施設。愛知県が社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会に委託。

◆医療について

- ・重症心身障がい児の診察は混んでいない。
- ・発達障がいの初診は 10 カ月待ち。初診診察時間は最低 2 時間。一日に何人もできないし再診にも時間がかかる。
- ・医師・看護師等は、ベテランが多く、充足している。特に交通の便がいいので看護師の通勤には便利であり、比較的好評。医師等は、済生会の他県の病院や福祉施設などから来られるケース（異動）はなく、すべて当施設で採用している。
- ・岡崎市で仮に児童精神科のみの診療所を設置し、発達障がい児診療所を標榜する場合に課題となることは、リハビリテーションに対応できるかがまず第一。そして、対応できたとしても、来てくれる医師がいるかどうか。

◆入所施設について

- ・重症心身障がい児施設は、基本的に、一生入所を継続する施設。リハビリテーションも行うが、利用者が日々衛生的に、快適に生活することが主目的と言える。医療行為は必須である。30 人単位のユニットケアを行っており、1 ユニットに看護職 3 人が夜勤も含め勤務している。医師は 4 ユニットに 1 人のカウント。深夜帯の医療行為も頻繁にある。西三河地域の入所者数は 44 人。すべて昭和 30 年代に受け入れた方々。それ以来（満床になったので）受け入れていない。
- ・肢体不自由児施設も含め、基本的には退所者がいない限り空床はできない。待機者という概念は高齢者入所施設の概念であるため、当施設では待機者数のカウントはしていないが、問い合わせは年間 60 件を超える。

◆短期入所について

- ・ショートステイは、基本的には空床 5 床で受け入れているが、平成 20 年度は 229 件で延日数 385 日。利用理由は病気・けが、入院、冠婚葬祭、学校行事、旅行等。特に連休は一杯である。
- ・まず診察を受けてもらい、状況を確認してから受入れを決めていく。短期入所の登録者数は 400 人を超えた。
- ・最近 1 人受けたが、基本的に岡崎市からは、地理的なことから、当センターに来る人はほとんどいない。やはり距離的なものが大きい。
- ・医療体制のない重症心身障がい児のショートステイの実施は、非常にリスクが高い。亡くなるケースが多いのは、常時医療的身守りが必要な人でなく、むしろ、保護者がこの子は大丈夫ですとって受け入れ、夜間に急変するケース。そのときに医師がいなかった、できなかった、気づかなかったということになると、管理者の責任は免れない。医師なしで受け入れている施設もあるわけだが、「リスクを知らないからやっている」としか思えない。

◆愛知県の支援について

- ・民間社会福祉施設運営費補助金（愛知県独自の補助制度、平成21年度で原則廃止）で年間数千万円いただいている。これがなくなって足りなくなったら、指定管理料の増額などを求めていくことになる。

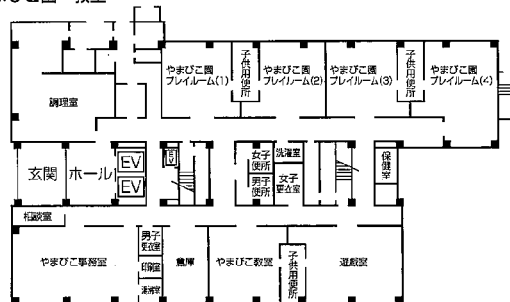
③ 大津市立やまびこ総合支援センター

◆施設概要

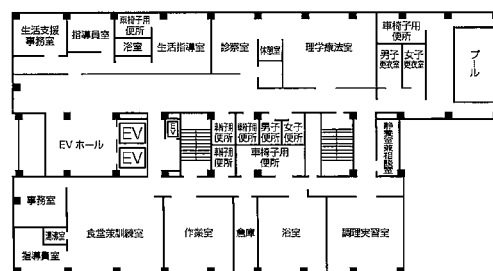
- ・建物は4階建ての複合施設で、施設は市の所有、各施設の運営はそれぞれの団体に業務委託している。1階に知的障がい児通園施設「やまびこ園」・児童デイサービス「やまびこ教室」が入っており、市の直営。
- ・2～4階は市から社会福祉法人びわこ学園に業務委託している。
- ・2階には「生活支援センター（相談支援事業・24時間対応ホームヘルプ事業）」・「ひまわりはうす（自立訓練（生活訓練）事業・日中一時支援事業）」、3階・4階には18歳以上の障がい者の通所施設「さくらはうす（生活介護事業）」が入っている。

施設平面図
(やまびこ総合支援センター)

1F やまびこ園・教室



2F 施設事務室 生活支援センター ひまわりはうす 診察室 理学療法室 プール



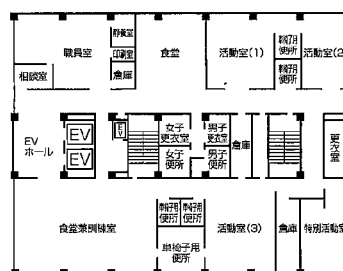
4F さくらはうす 大・中会議室



施設概要

- 敷地面積 6,734.62㎡
- 施設構造 鉄筋コンクリート造 4 階建
- 延床面積 4,377.08㎡

3F さくらはうす



◆大津市の障がい乳幼児対策の流れ

- ・「やまびこ教室」は、昭和 52 年から週 1 回で開始。昭和 56 年に「やまびこ園」が通園施設として設立。これにより重症心身障がい児への対応が可能になり、訪問クラスも設置された。平成 12 年に当センターが開設されたことで移転、「やまびこ園」は毎日通園が可能となり、「やまびこ教室」も週 2 回の登園が保障できるようになった。
- ・平成 18 年の市町村合併により北部に 1 か所（旧志賀町）療育の場として大津市立子ども

も療育センター「わくわく教室」ができた。

- ・平成19年に市の単独事業として、発達支援療育事業を開始。子育て総合センター内に「ぱるランド」を設置し、発達障がいの可能性のある子どもや発達支援が必要な子どもたちを対象に療育の場を開始。
- ・やまびこ園・やまびこ教室、わくわく教室は保健センターから引き継いだ1、2歳児の早期療育、保護者支援の場。発達上の課題・困難について保護者と共に考え、育児支援を行っている。乳幼児健診で子どもの障がいが発見されて適切な場所に結びつけるということで、入園の時期を4月と10月の年2回設けている。乳幼児健診時に障がいが発見された後に適切な集団が保障されず、在宅で過ごす子どもたちに2次的障がいや発達障がいがおこる危険性が確認されており、適切な時期に適切な療育につながるということが、発達退行を食い止める上でも、また保護者が発達支援の手立てを知る上でも、療育の場の重要性が確認されてきている。自閉的傾向のある子どもたちも、対人関係において視線があいやすくなったり、人への興味が出て来たりしており、自閉症の障がい像から大きく異なっているのは、このような療育の場の成果と思われる。
- ・市の障害福祉計画では、発達支援療育事業を北部・南部・東部各地域で実施することを検討している。

◆医療との連携について

- ・医師は、はじめは市民病院のドクターに来てもらっていたが、今はびわこ学園の職員で、週2日、市から委託されている。びわこ学園も、医師が潤沢にいるわけではないので、おとしは理事長が来てくれていた。今年は草津の施設長に来てもらっている。具体的にここで診断をするわけではないが、臨床医なので療育につなぎやすいと思う。受容の問題については医師が口を出すということはない。びわこ学園では、滋賀医大からは当直の応援をお願いしている。
- ・市民病院にも、緊急時はお願いしている。年に1・2回。2年に1回くらい救急車が来る程度。
- ・やまびこ園・やまびこ教室の中で診断をする必要はないということになっている。基本は乳幼児健診。健診には医師(1人)・保健師・発達相談員が来ている。大津市では基本的に漏れがないように全員が乳幼児健診を受けるように取り組んでいる。その中で、発達上の診断として積み木や立ち歩行ができるかどうかを保健師や発達相談員といった専門スタッフが見て、気になる子どもをピックアップするという形をとっており、医師による診断は行っていない。

◆やまびこ園・やまびこ教室について

- ・やまびこ園・やまびこ教室のクラス分けは障がい程度によって分かれる。重度の子から中軽度。中軽度でも障がいのタイプでクラス分けをしている。今年はきりん・うさぎクラスが重度で、うさぎクラスには気管切開をしている子どももいる。

- ・ 大津市ではよほどの医療的ケアが必要な子どもでなければ、保育園に行くことになっている。やまびこ園から直接養護学校へ行ったのは、去年が1人、その前が3人。やまびこ園・やまびこ教室で1年～1年半の療育を受けたら保育園・幼稚園へつなげる。
- ・ 健診から4グループへのグループ分けは、関係者が集まるスタッフ会議で行う。スタッフ会議は月1回。教育委員会・保育課・障害福祉課が入っている。

◆相談支援について

- ・ 健診ルート以外での外来の発達障がい児の相談窓口は「知的障害児者地域生活支援センター」。年間で外来・施設訪問・在宅訪問あわせて数千件。スタッフは、発達相談員、理学療法士、作業療法士、看護師あわせて7人。外来相談よりも、保育所や施設を訪問しての理学療法・作業療法的なアドバイスが多い。費用は県と市からきており、もともと地域療育等支援事業ということだが、今はその名前ではなくなっている。
- ・ 大津市の相談支援事業は精神障がい者向けが2カ所、身体障がい者向けが1カ所、知的障がい者向けが4カ所。自立支援協議会の相談支援連絡会は毎月持っている。2カ月に1回は全体で課題検討。今は、入院中のコミュニケーション支援を検討している。重介護の人を受け止められるサービスがない。既存のケアホームで受け止めるための課題は何か、といったことをやっている。構成は事務局のほか、養護学校(3校)、ハローワーク、同友会(企業)、当事者、日中介護・居宅介護・就労支援・相談支援の各事業所など。

④ 吹田市立こども支援交流センター

◆施設設立までの流れ

- ・知的障がい児通園施設「杉の子学園」（昭和48年設立）と、肢体不自由児施設「わかたけ園」（昭和57年設立）が老朽化してきたことや、市民からの療育の充実の要望もあり、地域の相談・療育事業に地域支援事業を組み合わせることでセンター機能を持った施設の移転新築を構想。0歳～18歳まで一貫した療育と保護者の支援を行うことを目標に平成19年11月開設。
- ・1階が知的障がい児通園施設「杉の子学園」。2階が「地域支援センター」で、相談・発達相談・余暇支援を行う。「わかたけ園」は第二期工事により平成25年までに合築の予定。

建物の概要

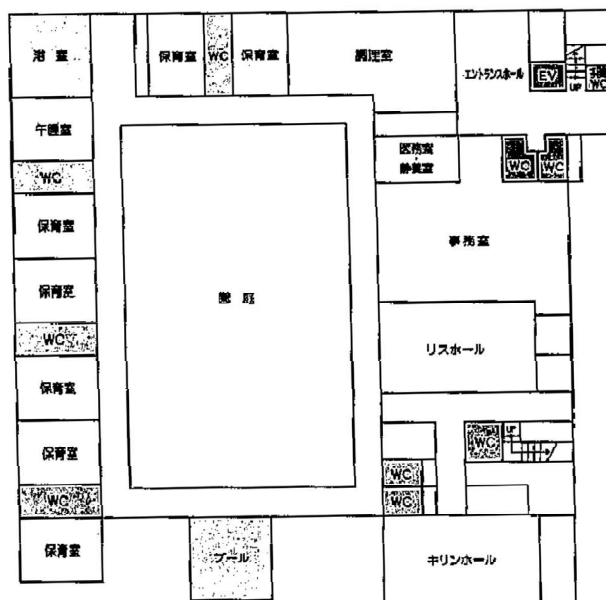
構 造 RC2階建

敷地面積 4780.04㎡

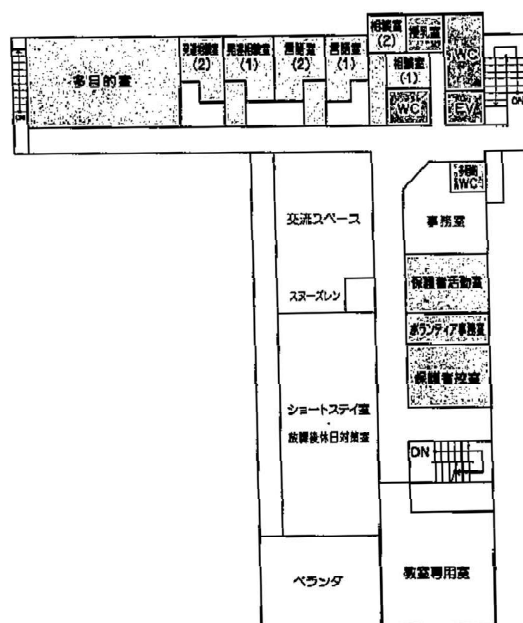
建築面積 1722.15㎡

延床面積 2495.65㎡（1階 1426.25㎡ 2階 1069.40㎡）

平 面 図



1階平面図



2階平面図

- ・建設の事務は、杉の子学園の中の担当参事（一般事務職・課長級）1人が3年程度専属で当たった。
- ・吹田市では、障がい児福祉は児童部が所管。学童期の放課後対策の部分は福祉保健部

障害福祉課が所管。

◆乳幼児健診とそのフォロー体制について

- ・ 1歳6か月健診のフォローはバンビ親子教室で行っている。約200人。保健センターで週1回の親子通園。
- ・ こども支援交流センターができてからは、1年で卒室した後、もう少しフォローが必要と判断した親子をコアラ親子教室へつないでいる。地域支援センターで週2回。給食も提供。コアラ親子教室から杉の子学園への入園が増えている。
- ・ パンダ親子教室は、3歳児健診後の療育の場で、保育園・幼稚園との併行通園。土曜日のみ。親子で通園。その中から杉の子学園を紹介するケースもある。
- ・ ぴよんぴよんクラブは、バンビ親子教室終了後の、障がい児保育(3歳～)に入るまでのつなぎの場。コアラ親子教室に入るほどではないものの、地域に帰すのは不安というレベルの子どもの行き場として、地域支援センターで行っている。月2回。親子教室と呼べるようなものではなく、遊び場の提供のようなもの。
- ・ 療育のつなぎは、保健センターが主管となった連携会議をもっており、児童部も参加している。振り分けのリーダーシップは、バンビ親子教室につなぐのは児童部で、バンビ親子教室通園を保護者に拒否された場合は保健センター保健師が訪問などの形でフォローを続ける。
- ・ バンビ親子教室・コアラ親子教室は児童デイサービスではなく単市事業。一般的には、健診後のフォロー事業が児童デイサービスになるが、バンビ親子教室がこの役割を担っている。児童デイサービスの導入を議論したが、児童デイサービスを使うことでハードルが高くなり、事後フォローにならないということで、児童デイサービスを使わなかった。わかたけ園を合築する際にまた検討することになると思うが、現場では児童デイを使わない方が良いと考えている。しかし、財政状況を考えると児童デイは国の給付事業であり、議論が必要。
- ・ 吹田市の平成17年度の出生数が約3,000人でそのうち5%の159人がバンビ親子教室に入室している。増加傾向にあり、以前は2年間の在室が可能だったが、今は待機時間を短くするために1年で退室ということになり、そのフォローとしてコアラ親子教室ができた。
- ・ 児童部には保育園担当の保健師がおり、巡回相談を担当している。

◆医療について

- ・ 肢体不自由児通園施設「わかたけ園」は定員40名。整形外科、小児科、小児神経科の診療所を併設。診療は、保健所・病院からの紹介がほとんど。医師は、整形外科が市立市民病院から週2回、小児科が同市民病院から週1回、小児神経科が森の宮病院(大阪市内)から年8回来ている。医師の確保が難しく、来年確保できるか不安。診察したときだけ医療費を請求するので、黒字にならない。医者が常駐していれば、PT・OT・ST分の診療報酬がついて2,500万円位になると思う。

- ・ここでは、障がいの診断はしない。病院を紹介して、発達検査の結果を持っていてもらう。
- ・診断は難しい。福祉の分野でどれだけフォローできるか。保健センターの健診で引っかかった子は保健センターで事後フォローをして、バンビ親子教室で遊びを保証しながら親に少しずつ障がいを理解してもらう。次にコアラ親子教室へつなぎ、杉の子学園へつなぐ。その間で療育をしながら親が受診した方がいいかなと思う頃合いをみるのが療育者の役目だと考えている。診察ありきではない。療育が先で、必要であれば診断名をもらう。普段の療育がなければ診断されてもどうにもならない。
- ・杉の子学園の子どもも、ST・OTのリハビリテーションを受ける場合に、わかたけ園の診療所のドクターオーダーをしてもらっている。

⑤ 豊橋市こども発達センター

◆施設概要

- ・平成 22 年 4 月開設予定。保健所・保健センター・休日夜間急病診療所との合築。総延べ床面積 12,540.23 m²。うちこども発達センターは、2 階建 3,800.06 m²。

整備基本計画（素案）（平成 17 年 7 月）の概要

部 門	面積 (m ²)
相談部門	200
診療部門	400
リハビリテーション部門 (理学療法 作業療法)	600
リハビリテーション部門 (言語聴覚療法)	300
リハビリテーション部門 (心理療法)	200
外来グループ療育部門	600
保育室、託児室、プレイルーム等	600
管理部門	100
その他	600
共用部分	適宜
合計	約 4,000

- ・診療所は、小児科、児童精神科は常勤医師で毎日開設。整形外科、耳鼻咽喉科、歯科は週 1 回、市民病院・歯科医師会から医師を招く。一般外来は行わない。毎年 1 億円程度の医療収入を得たいと考えている。
- ・リハビリテーション業務は、すべて医師のオーダーにより理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法を行う。
- ・重症心身障がい児支援については、「できることをする」という観点から、日中一時支援事業（定員 2 人）、重症心身障がい児通園施設（定員 5 人）を行う。
- ・障がい児短期療育として、健診の事後教室である「つつじ教室」を保健所から同センターに移管する。つつじ教室はおおむね 3 歳までの知的障がい児が対象。母子通園。
- ・障がい児等療育支援事業は、障がいや子育てに関する専門的な知識を持つ相談員を配置。
- ・PFI 事業で運営する。保健所・保健センター、休日夜間急病診療所、こども発達センターをあわせた事業費は 20 年間で 7,828,180 千円。建設にあたっての補助金、起債はなし。
- ・直営で、職員は約 50 人。内訳は、相談 7 人、医療部門 24 人、通園部門 14 人、管理部門 3 人等。福祉保健部のいずれかの課が所管することになる。センター長は医師。

岡崎市福祉の村基本構想

平成 22 年 4 月

岡崎市福祉保健部障がい福祉課

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
TEL: 0564-23-6155 FAX: 0564-25-7650
メールアドレス: shogai@city.okazaki.aichi.jp